目　次

経営所得安定対策…… 1
水田活用の直接支払交付金…… 2
令和９年度からの水田政策の見直しについて…… 5
とやま型水田フル活用促進事業…… 6
黒部市米政策改革推進助成事業補助金…… 7
令和８年産米の生産調整地区別生産目標…… 8
農地の有効利用に関する補助事業について…… 9
多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金…… 10
JAくろべの地域農業振興方針…… 11
米づくりのポイント…… 12
令和８年度「名水の里　黒部米」重点技術対策…… 14
土づくりについて…… 17
品質の高い大麦生産を…… 18
高品質大豆の安定生産…… 19
そばの栽培について…… 21
今すぐ実践！園芸を取り入れた複合経営
　白ねぎ…… 22
　にんじん…… 23
　加工用キャベツ…… 24
　花き…… 25
　もも…… 26
地域の担い手について（集落営農、法人）…… 27
活用しよう「認定農業者制度」…… 28
経営課題の解決に取り組みませんか（農業経営サポート事業）…… 29
農業経営の法人化…… 30
農円滑な経営継承のために…… 33
自然災害に備えて農業版BCPを作成してみませんか…… 37
担い手へのソフト・ハードの支援対策…… 38
新規就農者・就農希望者を支援します…… 39
青年農業者向け助成事業について…… 41
主な制度資金一覧…… 42
農業経営収入保険…… 43
はじめよう！農福連携…… 45
農業委員会の仕事…… 47
黒部市農業委員・農地利用最適化推進委員名簿…… 48
農地制度について（農地転用、農振除外等）…… 49
農地の売買、贈与、貸借等（農地法第３条）…… 52
農地中間管理事業による農地の貸し借りについて…… 53
農地を相続する時の手続きについて…… 54
「人・農地プラン」から「地域計画」へ変わります…… 55
農業者年金制度…… 56
農作業標準料金・農地標準賃借料…… 60
直売所のご紹介…… 61

経営所得安定対策

【令和７年度予算概算決定額（所要額）　254,092（ 248,294 ）百万円】

＜対策のポイント＞
米穀、麦その他の重要な農産物について、諸外国との生産条件の格差や農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、**畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）**及び**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

＜政策目標＞
米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

＜事業の内容＞

１．畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）202,384（199,236）百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

２．米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

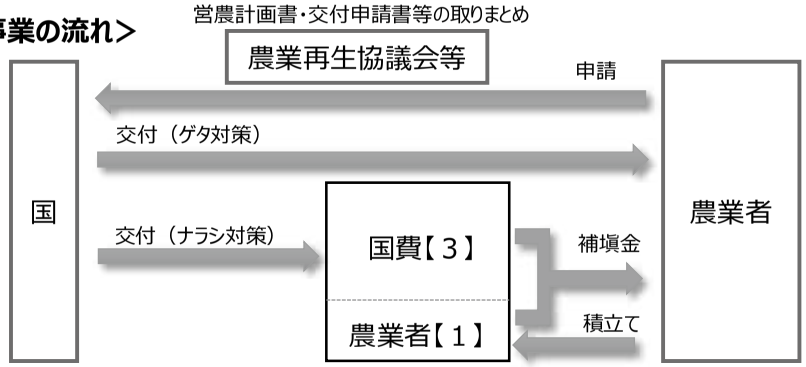
（所要額）44,604（41,924）百万円

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和５年産収入額の合計が、過去の平均収入である**標準的収入額**を下回った場合に、**その差額の９割を、対策加入者と国が１対３の割合で拠出した積立金から補塡**します。

３．経営所得安定対策等推進事業等　　**7,104（7,134）百万円**

農業再生協議会が行う**水田収益力強化ビジョン等の作成・周知**や**経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

［交付単価］（令和５年産～７年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

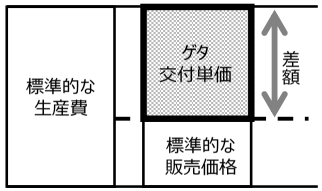
対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg

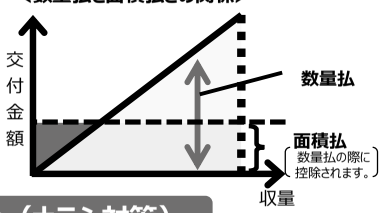
［面積払］当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

２万円/10ａ（そばについては、1.3万円/10ａ）

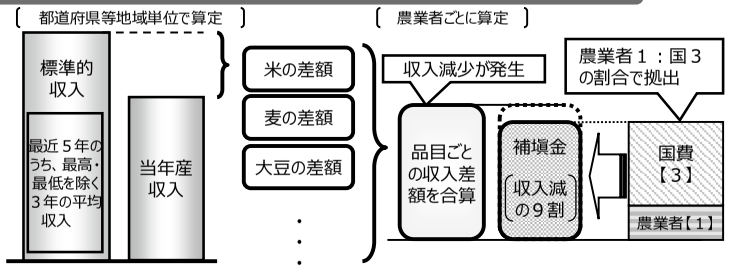
<交付単価のイメージ>



<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）



［お問い合わせ先］農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

1　水田活用の直接支払交付金等

【令和７年度予算概算決定額　287,000（301,500）百万円】

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり**、**産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組**、**畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

＜政策目標＞

○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha［令和12年度まで］）
○ 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t［令和12年度まで］）
○ 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

＜事業の内容＞

１．戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

２．産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な**産地づくりに向けた取組を支援**します。

３．都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

４．畑地化促進助成

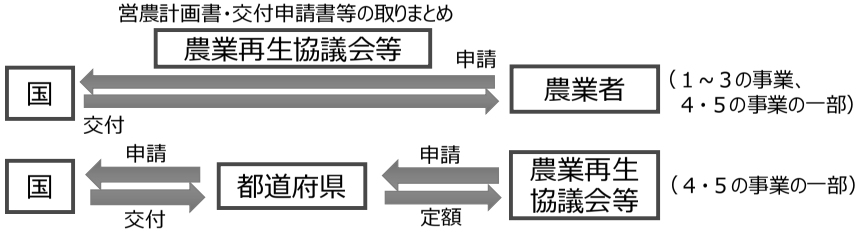
水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

５．コメ新市場開拓等促進事業　　11,000（11,000）百万円

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の**低コスト生産等の取組を行う農業者を支援**します。※７

※７　予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

戦略作物助成

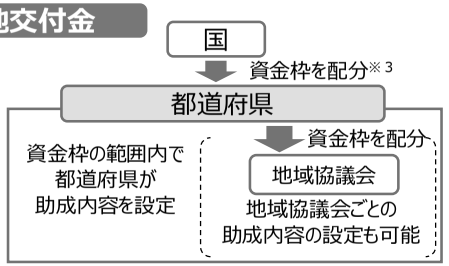
対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	８万円/10a
加工用米	２万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a※2

＜交付対象水田＞

- たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ５年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和９年度以降は交付対象水田としない。
- 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を１か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

※１：多年生牧草について、収穫のみを行う年は１万円/10a
※２：飼料用米の一般品種について、令和７年度については標準単価7.０万円/10a（5.5~８.5万円/10a）、令和８年度においては標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	２万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4（３年以上の新規契約を対象に令和７年度に配分）	１万円/10a

※３：作付転換の実績や計画等に基づき配分
※４：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成（令和６年度補正予算と併せて実施）

① **畑地化支援**※5 ：10.5万円/10a
② **定着促進支援**※5 （①とセット）：２万円（３万円※6）/10a×５年間
　または10万円（15万円※6）/10a（一括）
③ **産地づくり体制構築等支援**
④ **子実用とうもろこし支援**（１万円/10a）

※５：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）
※６：加工・業務用野菜等の場合

［お問い合わせ先］農産局企画課（03-3597-0191）

令和８年度水田活用の直接支払交付金について

水田における麦、大豆、新規需要米、園芸作物等の作物の生産に対して、
国から農業者に交付金を直接交付します。（申請書提出はJAを通じて行います。）

①産地交付金（Ｒ８計画）（黒部市農業再生協議会）

【活用方針】

前年度の取組実績を踏まえつつ、団地化等生産性向上に向けた取組を支援することで、担い手を中心とする戦略作物生産体系の維持・強化を図るとともに、園芸作物、特産振興作物の生産・出荷の取組を支援し、経営複合化による農家所得の向上を図る。また、新規需要米（飼料用米）に係る取組を支援し、一層の水田活用を図る。

【活用方法】

使途	対象作物	交付要件	交付単価（円/10a）
団地助成（基幹作）	麦	1ha以上（または3ha以上）の団地化（再生協の団地要件による）に取り組み、集積栽培に取り組むこと	1～3ha未満 6,000 3ha以上 6,500
団地助成（基幹作）	大豆	1ha以上（または2ha以上）の団地化（再生協の団地要件による）に取り組み、集積栽培に取り組むこと	1～2ha未満 6,000 2ha以上 6,500
重点振興作物助成（基幹作）	ねぎ、にんじん、キャベツ、かんしょ、まるいも、まこもたけ、さといも、タマネギ、花き、球根、りんご、もも、なし、ぶどう	助成対象水田において対象作物の作付を行うとともに、収穫物を出荷・販売すること また、当該作物の生産・出荷組織に所属すること 果樹については原則植栽後５年（ももは３年）までが交付対象	50,000
水田フル活用助成（二毛作）	高収益作物（野菜、花き）	表作作物〔非主食用米、麦、大豆、そば、重点振興作物（果樹を除く）〕の収穫年度内に水田一枚を単位として対象作物を作付け、１年２作体系で収穫物の出荷・販売をすること また、当該作物の生産･出荷組織に所属し出荷･販売すること	50,000
飼料用米助成（基幹作）	飼料用米	飼料用米の認定･出荷契約を締結し、出荷･販売すること。あわせて、次の要件のいずれか１つ以上を満たすこと ①直播栽培による生産に取り組むこと ②密苗技術を活用した生産に取り組むこと ③麦跡のほ場で同一年度に飼料用米(基幹作)の生産に取り組むこと ④立毛乾燥に取り組むこと	11,000
そば助成（基幹作）	そば	助成対象水田においてそばの作付を行い、出荷・販売すること	20,000
子実用とうもろこし助成（基幹作）	子実用とうもろこし	スマート農業機器の活用、排水対策、土壌診断等を踏まえた施肥・土づくりに取り組むこと	50,000
重点振興作物団地助成	ねぎ、にんじん、キャベツ、かんしょ、まるいも、まこもたけ、さといも、タマネギ(基幹作)	対象作物単体での80a以上の団地化に取り組むこと	10,000

＊上記メニュー以外に、県が活用方法を設定するメニューもあります。(戦略作物（麦、大豆、そば）二毛作助成15,000円/10a(昨年実績)など)

また、活用使途については、Ｒ８年3月時点での計画であり、８月末頃まで国と計画協議を重ねていくため、活用方法が変更になる場合があります。

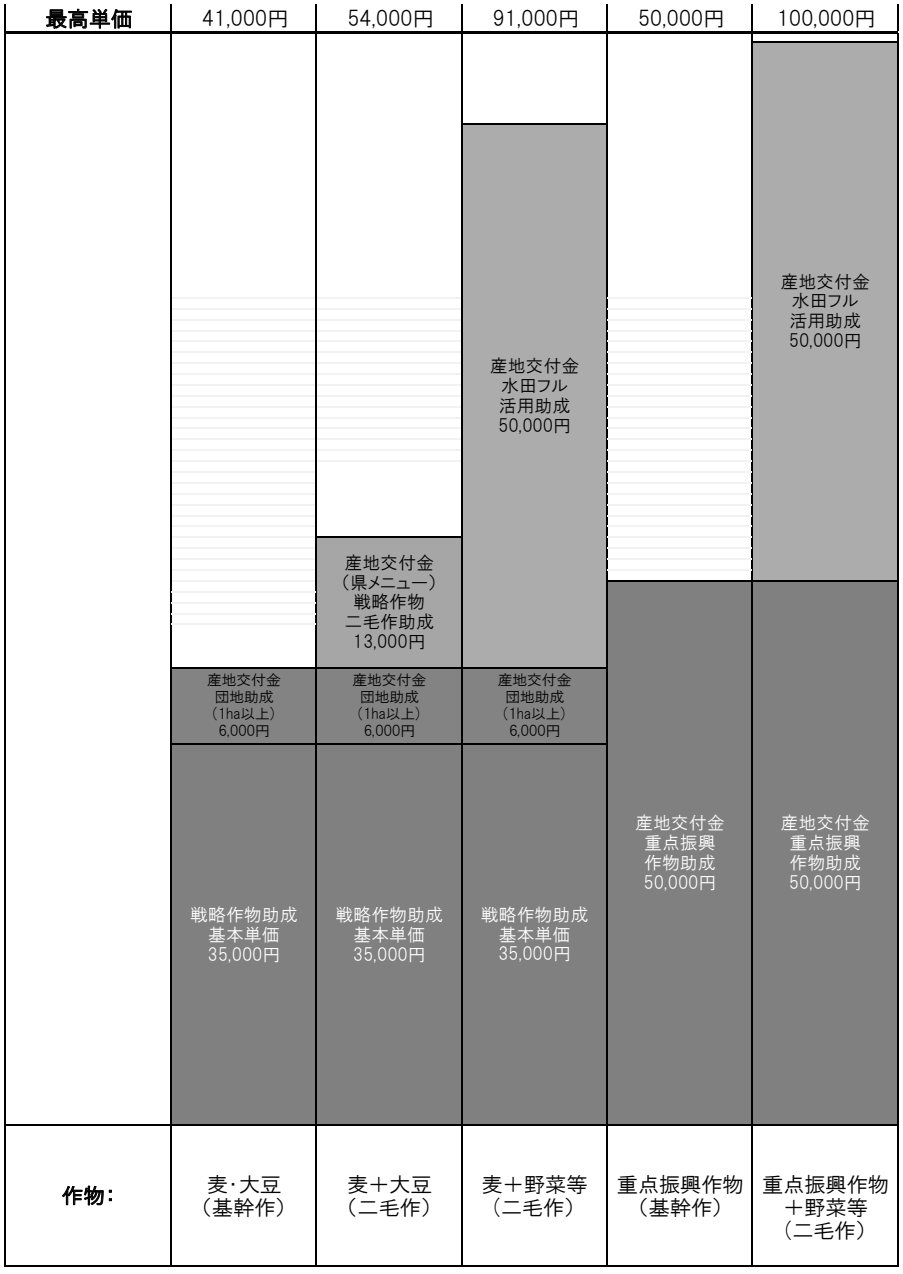
②戦略作物助成

対象作物	交付単価(10aあたり)
麦・大豆	35,000円
加工用米	20,000円
米粉用米	55,000円～105,000円(収量に応じて)
飼料用米 (やまだわら、アキヒカリ)	55,000円～105,000円(収量に応じて)

※ 加工用米・米粉用米は、契約出荷数量を面積に換算して交付

※ 飼料用米の一般品種は、55,000～75,000円/10a

令和8年度水田活用の直接支払交付金(産地交付金含む)積み木図

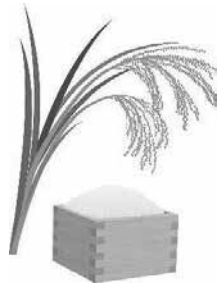


注:麦・大豆(ビール用、黒大豆、種子用は除く)、そばについては、上記に加え、
経営所得安定対策の中の畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)による数量払いも実施される。

令和９年度からの水田政策の見直しについて

見直しの概要

令和９年度以降の「水田政策の見直しの方向性」が国から示されております。
水田活用の直接支払交付金において、現在の水田を対象とする仕組みから作物ごとの支援に転換する等、これまでと大きく政策を転換する内容も含まれております。
なお、示された内容は骨格部分のみであり、詳細な制度内容や予算規模、品目別の支援単価水準等については、明らかになっておりません。






５年水張ルールについて

令和４年度に導入された、過去５年間水張りをしなかった田は水活助成の交付対象水田とはしない「５年水張りルール」より、国の水田政策の見直しにより、令和９年度以降は廃止される予定です。

令和８年度については、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りが行われたものとみなされます。



連作障害を回避する取組

連作障害を回避する取組は以下のとおりです

- 土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等）の施用
- 土壌改良薬剤の散布
- 後作緑肥の作付
- 病害虫抵抗性品種の作付
- その他地域農業再生協議会が連作障害を回避する取組であると判断する取組

今後について

令和９年度の詳しい制度については、令和８年度の６月頃に概要が示されるとのことです。詳しい情報がきましたら、皆様にお伝えさせていただきます。

○令和8年度 とやま型水田フル活用促進事業（県）

事業名	要　件	助成単価 ※3	交付対象
園芸作物等 産地収益力 強化事業	地域特性を活かした園芸作物の産地拡大・収益力向上に向け、水田園芸拡大品目等の単収向上や作付拡大の取組を支援する。 **〔対象品目〕** ①水田園芸拡大品目（たまねぎ、にんじん、キャベツ、さといも） ②各市町村の園芸産地プラン品目のうち、①、③以外の品目 （白ネギ、丸いも、リンゴ、モモ、ナシ、ブドウ、小菊、サツマイモ、チューリップ切り花、イチゴ） ③チューリップ球根支援 **〔交付要件〕** 畑地化促進事業を活用して畑地化した圃場でないこと 単収向上に向けた技術導入に取り組むこと ※同一の品目・技術に対する助成は、3年間を限度とする **〔交付対象〕** 品目①：技術導入の取組面積 品目②：技術導入の取組面積かつ前年からの作付拡大面積分 品目③：技術導入の取組面積 ※1 ①、②は対象面積が 20a 以上の取組を対象とする ※2 ②は前年から 20a 以上の拡大が必要	品目①② 10,000 円以内/10a 品目③ 8,000 円以内/10a	農業者 営農組織

※3 例年、県全体の所要額が予算額を超過することから、単価調整が行われています（R7 実績：①② 8,630 円/10a、③ 6,900 円/10a）

令和8年度黒部市米政策改革推進助成事業補助金（生産調整奨励金）

予算額　33,000千円

事業名	メニュー名	要件	交付対象者	交付単価
生産調整推進対策事業	集落推進費	集落において主食用米の計画的生産が実施されていること。	生産組合	1生産組合あたり 10,000 円以内
	生産調整加算金	黒部市農業再生協議会が定める団地要件を満たすこと。 対象作物：麦、大豆、子実用トウモロコシ　※基幹作のみ対象	農業者 営農組織	6,500 円以内/10a
	大規模地域転作受託加算金	黒部市農業再生協議会が定める団地要件を満たしており、主食用米の作付けを行っていないこと。 対象作物の団地化面積の合計が10ha以上であること。 対象作物：麦、大豆　※基幹作のみ対象	農業者 営農組織	3,000 円以内/10a
特産物育成奨励事業	ねぎ	生産組合又は出荷組合等を組織し、生産物を出荷及び販売していること。 （そば・ビール麦については農産物検査を受検していること） ※出荷実績を証明できない取引（直売等）を除く	営農組織 生産組合 出荷組合	100 円以内/箱
	球根			1 円以内/球
	もも			50 円以内/箱
	りんご			100 円以内/箱
	ぶどう			50 円以内/箱
	なし			50 円以内/箱
	丸いも			250 円以内/箱
	そば			200 円以内/kg
	にんじん			200 円以内/箱
	キャベツ			20 円以内/kg
	さといも			20 円以内/kg
	ビール麦			70,000 円以内/10a
	園芸作物（施設栽培）	パイプハウス内で野菜等園芸作物を生産、出荷及び販売していること。	農業者・営農組織	80,000 円以内/10a
特産物生産・販売促進活動支援事業		生産組合又は出荷組合を組織し、特産物の生産・販路拡大や、普及・定着にかかる取組を行うこと。 ※国及び県の補助事業の対象にならない事業に限る。	農業者・営農組織 生産組合	事業費の1/2以内 150,000 円以内

※所要額が予算額を超過した場合、単価調整を行います。

令和8年産米の生産調整地区別生産目標

（数量：kg、面積：a、目標率：%）

地区名	令和7年 配分基礎面積	令和8年 配分基礎面積	令和8年産 生産目標数量	令和8年産 生産目標面積	水稲作付 目標率	転　作 目標率	（参考） 前年度転作 目標率
東布施	18,814.93	18,535.38	**654,308**	**12,202**	65.8	34.2	37.4
田　家	11,358.29	11,017.99	**394,279**	**7,253**	65.8	34.2	37.4
石　田	13,257.54	13,373.05	**486,760**	**8,803**	65.8	34.2	37.4
前　沢	27,554.62	27,894.60	**998,056**	**18,362**	65.8	34.2	37.4
三日市	4,190.81	4,200.90	**152,906**	**2,765**	65.8	34.2	37.4
大布施	28,155.44	27,581.83	**1,003,940**	**18,157**	65.8	34.2	37.4
荻　生	26,430.73	25,918.43	**943,395**	**17,061**	65.8	34.2	37.4
村　椿	31,020.77	31,737.68	**1,155,207**	**20,892**	65.8	34.2	37.4
生　地	2,682.03	2,611.98	**95,072**	**1,719**	65.8	34.2	37.4
若　栗	34,991.24	35,643.60	**1,297,377**	**23,463**	65.8	34.2	37.4
愛　本	16,396.00	16,397.30	**562,829**	**10,794**	65.8	34.2	37.4
浦　山	22,022.34	21,818.33	**794,157**	**14,362**	65.8	34.2	37.4
下　立	12,333.50	12,353.00	**433,399**	**8,131**	65.8	34.2	37.4
内　山	757.30	757.30	**1,452**	**30**	3.9	96.1	96.1
黒部市	**249,965.54**	**249,841.37**	**8,973,137**	**163,994**	65.6	**34.4**	37.6

※端数（7kg）については、留保分として配分

農地の有効利用に関する補助事業について

1. 黒部市担い手農地有効利用推進事業（市の補助金）

10a 未満の狭小な農地を新たに借り入れる耕作者に 1a あたり 3,000 円を補助します。

【交付対象者】

認定農業者、認定新規就農者、市が育成しようとする農業者（集落営農組織等）



【交付要件】

登記面積 10a 未満の農地を、新規で3年以上の農地中間管理事業による貸借を設定した場合

2. 黒部市放棄農地解消協力金（市の補助金）

【対象農地】１年以上不耕作状態の農地であり、以下のいずれかの要件を満たすもの

・地区農業委員又は農地利用最適化推進委員が補助対象として適当であると認めた農地

・地域計画の話合いにおいて、利活用が必要であると認められた農地

【交付対象者】

・農地の貸借権を設定して管理する者

・農作業の受委託契約をして管理する者



【交付期間】 2か年

【補助額・要件】

①保全管理タイプ：12,000 円/10a （権利等設定期間：2年以上）
年2回以上の草刈り、除草、耕起等の保全管理を行うもの

②利活用タイプ：22,000 円/10a （権利設定期間：3年以上）
農作物または花き栽培するもの

※次の要件に該当する場合は、加算があります。

・農地中間管理事業による 10 年以上の貸借を設定した場合　＋5,000 円/10a

・地区外から参入した場合　＋5,000 円/10a

・傾斜のある畦畔で使用する自走式草刈り機購入額または防草シートの設置費用の 1/10 の額。（上限 30,000 円、高低差1m 以上の法面を有する延長 200m 以上の土畦畔を管理する場合）

詳しくは、黒部市農業水産課（0765-54-2603）までお問合せください。

遊休農地の保全管理にも活用できる
多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金

多面的機能支払交付金

豊かな自然や文化のあふれる美しい農村を守るために、**地域の住民等が手を取り合って行う**用排水路の泥上げ・農道の草刈りといった維持管理活動や、水路・農道の補修等に係る費用について支援する制度です。年度活動計画に基づき、遊休農地となるおそれのある農用地の草刈りや害虫駆除に交付金を活用することができます。

支出可能な費用 ※
（遊休農地の発生防止のための保全管理）

- ☐ 除草作業の日当
- ☐ 草刈り機の替え刃購入費
- ☐ トラクターの貸出し費用
- ☐ トラクターの燃料費
- ☐ 刈草・泥等の処分費用
- ☐ 水路や農道等の補修工事費



除草のための
トラクター耕起作業の経費に
いずれの交付金も**活用できます**

※ 注意 ※
- 対象農用地の保全管理活動に限ります。
- 日当や貸出し、燃料費などの単価は、必ず総会に諮るなど構成員参加のもと事前に決定するとともに、議事録や内規の作成と保管を行ってください。
- 会計検査等で単価の根拠や理由を求められることがあります。対外的にも説明できるよう整理しておいてください。

中山間地域等直接支払交付金

農業生産条件の不利な中山間地域において、集落を単位に耕作放棄地の発生防止や解消、適切な農業生産活動を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。

地域の実情に応じて幅広い使途に活用できます。
あらかじめ集落協定に定めておく必要があります。

- ☐ 耕作放棄の発生防止、水路や農道等の維持管理
- ☐ 景観作物の植え付け
- ☐ 共同利用機械・施設の購入
- ☐ 農作業の共同化
- ☐ 鳥獣被害対策（柵や檻の設置など）、周辺林地の管理
- ☐ スマート農業機器の導入

■ 主な交付単価

地目	区 分	交付単価（円/10a）
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500

お問い合わせ先
黒部市農林整備課　Tel: 0765-54-2604

ＪＡくろべの地域農業振興方針

① 黒部ブランドの確立・強化

・品質食味の安定向上を図り、地域団体商標「名水の里 黒部米」のブランド力向上に努めます。
・産地の主体的な取組による需要に応じた農畜産物の生産に基づき、生産量の確保に努めます。
・基本技術等の指導を徹底し、「大豆」「大麦」等の品質、単収の安定向上を図ります。
・土づくりを含めた重点技術対策の徹底等により、農産物の品質安定向上を図ります。
・「黒部名水ポーク」など畜産物の安定生産のために耕畜連携を強化します。
・黒部市農業委員会が実施する不耕作農地発生防止対策などが有効な対策となるよう支援します。

② 野菜や花卉等の生産拡大と品質向上

・水田フル活用や機械化一貫体系導入の強化等により園芸作物の導入･定着、生産拡大を図ります。
・最重点振興作物である「ねぎ」の更なる生産拡大と品質、単収の向上を図ります。
・市場出荷及び加工業務用出荷向けの園芸作物の生産拡大を強化します。
・園芸用ハウス導入支援事業を継続する等、農林水産物直売所「瑞彩マルシェ」向けの生産を強化します。
・排水対策及び土づくりを含めた重点技術対策の徹底を強化します。

③ 安全で安心な農畜産物の生産

・土づくりに対する助成措置を継続する等、土壌改良資材などの散布徹底による品質向上を図ります。
・鳥獣害被害低減を図るため、黒部市有害鳥獣対策協議会への助成措置を継続します。
・コンタミ防止など安全で安心な農畜産物の生産に繋がる指導に努めます。

④ 担い手等農業者への支援

・営農指導員の知識技術力の向上を図ります。
・農業者への巡回訪問強化などによる情報共有と的確な情報提供などにより経営支援を強化します。
・新技術の情報提供や各種実証・試験を強化し、低コスト、省力化、農業者の経営安定を支援します。
・認定農業者の法人化や集落営農組織の育成、改編など新たな地域営農体制づくりを推進します。
・関係機関、部署等との情報共有、訪問活動、連携を強化します。

⑤ 食農教育の強化

・青壮年部と連携し実施する学校田やアグリスクールなどの食農教育活動を強化します。

米づくりのポイント

【令和７年産米の概要】

（１）生育経過

①育苗期

・播種の始期は４月３日頃、盛期は４月 20 日頃、終期は５月３日頃で、播種時期は（昨年同様）全体的に遅く行われた。

・育苗期間中の気温は平年並～やや高く、日照時間はやや少なく推移したものの、病害等の発生は少なく、概ねガッチリとした苗に仕上がった（苗質は、平年並。ただし一部不良）。[高密度は種育苗の実施率は 10%程度]

②田植期～活着期

・田植えは５月４日頃から始まり、盛期は５月 13 日頃、終期は５月 29 日頃となり、大規模経営体を中心に、田植期間が長期化の傾向（コシヒカリの５月 10 日以降の田植え実施率は８割と前年並）。

・５月下旬の気温がやや低く推移したものの、植え傷みも少なく、初期生育は概ね良好。

③分げつ期～出穂期

・６月に入り、気温は平年並～やや高く推移し、順調に分げつが確保され、６月上旬から順次、溝掘り・中干しが実施された。６月後半の降水量が少なく日照時間も平年より多かったことから、しっかりと中干しが実施され、『根づくり』が進んだ（一部では、干し方が不十分なほ場がみられた）。

・本年の梅雨入りは５月 22 日頃(平年差▲20 日)、梅雨明けは６月 29 日頃(平年差▲24 日)と早回った。

・６月下旬のコシヒカリの生育量は、草丈は平年並、茎数は平年に比べやや少なく、葉色は平年に比べやや淡く、葉齢は５日程度展開が遅く推移した。

・前年の減収を踏まえ、７月からの入水を推進した。

・幼穂形成期は、コシヒカリで７月９日頃（近年差▲２日）、出穂期は８月１日頃（近年差▲１日）と早回って生育した。

・６月下旬から少雨で推移したことから、（昨年に引き続き）管内で“適切な水の利用”を働き掛けた。

④登熟期～成熟期

・高温の中、出穂期を迎えたが、登熟前半は多雨・日照不足、後半は高温・少雨で推移したことから、胴割粒・白未熟粒の発生が懸念されたため、「出穂後 20 日間の湛水管理」を確実に行うよう推進した。

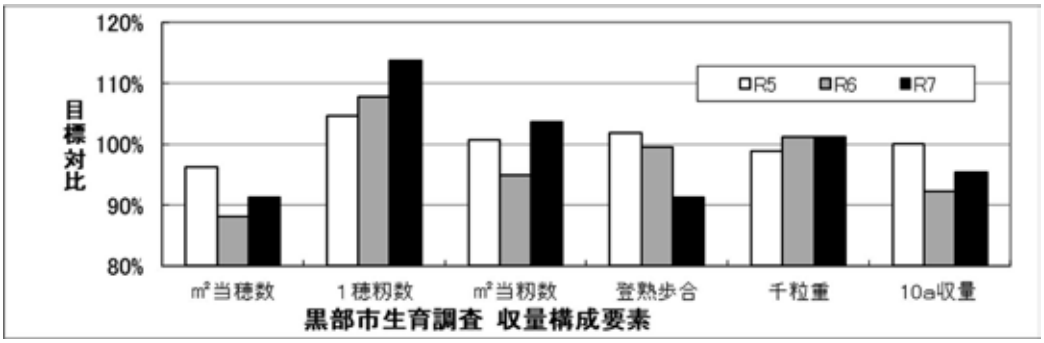
・成熟期はコシヒカリでは９月４日頃（近年差▲４日）となった。

・斑点米カメムシ類の発生が過去になく多かったため、追加防除を指導（約 25%で追加防除を実施）。

・コシヒカリでは、高温登熟による胴割米の発生に注意した『早めの刈取り』を指導。降雨等により、収穫期の盛期は９月 12 日頃、終期は９月 28 日頃と遅くなった。

（２）収量・品質

①コシヒカリの収量構成要素（黒部市生育調査ほの結果より）

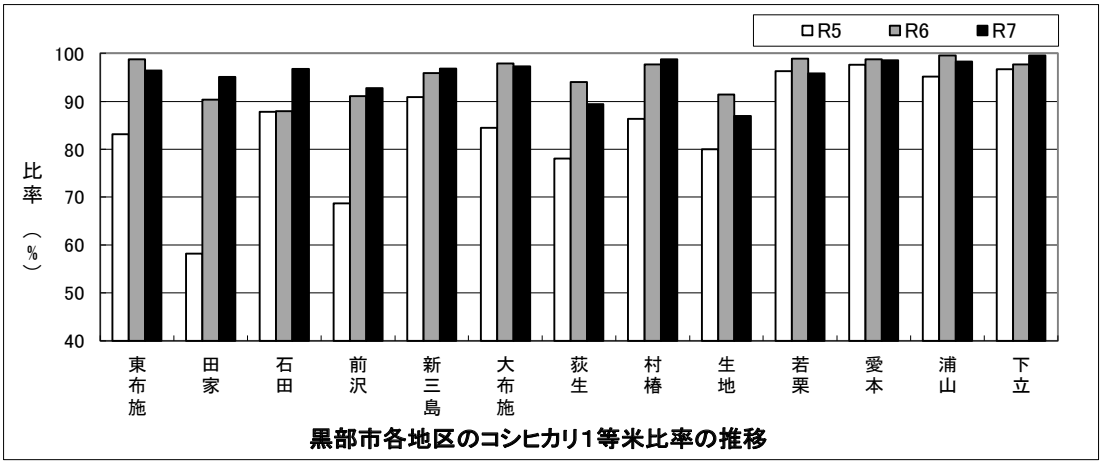


㎡当たり穂数がやや少なく、１穂籾数は近年並とやや長く、㎡当たり籾数は 290 百粒と目標（280 百粒）を上回った。登熟歩合は 79.5%と低くなり、千粒重は近年並だったため、坪刈収量は 522kg/10a と近年(540kg/10a)を下回った。

②品　質

○１等米比率

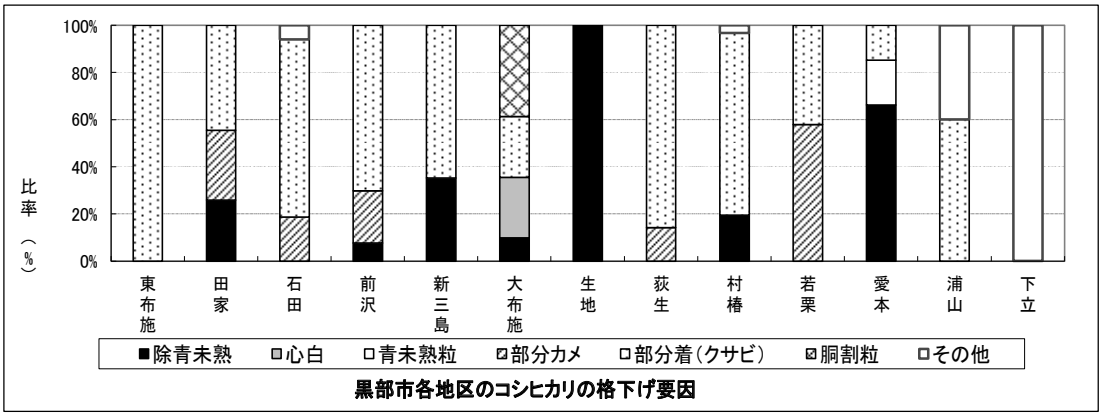
コシヒカリの１等米比率は、黒部市平均が 96.7%（12 月末現在）で、県平均(84.6%：12 月 26 日農林水産省公表)を上回り、目標とする 90%台を確保した。



コシヒカリ以外の品種の１等米比率は、早生のてんたかくが 99.7%（前年 97.1%）、晩生のてんこもりが 90.8%（前年 99.1%）、「富富富」は 99.6%（前年 99.9%）となった。

○格下げ理由

コシヒカリの等級格下げの主な理由は、「部分着（くさび米)」によるものが最も多く、地区によっては「部分カメ」や「胴割粒)」によるものもあった。



令和8年度「名水の里 黒部米」重点技術対策

米の需要変動による価格高騰、増産から需要に応じた生産への政策転換などにより、産地間競争はますます激しく、多様な需要に応じた求められる生産量・品質を確実に供給する黒部米生産が重要となっています。

昨年は、登熟前半は多雨・日照不足、後半は高温・少雨で推移したため、胴割粒・白未熟粒の発生による品質低下が懸念されましたが、黒部市では的確な栽培管理により、うるち米１等比率は県平均（87.3%）を大きく上回り、97.0%となりました。さらに、黒部市の単収は 549 kg/10a となり、県平均（547 kg/10a、作況指数 99）を上回りました。

栽培管理記録簿の記帳やＧＡＰの取り組みを徹底するとともに、継続的な土づくり、田植え時期の繰下げによる高温登熟の回避、適正な生育量の確保、登熟期間の適切な水管理と稲体の活力維持等、技術対策を確実に実施しましょう。

１．元気な土づくりの実施

均一で高品質なコメを供給・出荷するため、カントリーエレベーターや大布施共同乾燥場の利用申込を受け付ける際には、土づくり資材を散布しているか確認させていただきます。

① ケイ酸質資材など土づくり資材の継続的な施用

ケイ酸質資材の施用は、稲体の活力維持、高温時の登熟向上、倒伏防止、割れ籾の抑制等の効果が期待できる。白未熟粒の発生防止に加え、カメムシ被害を減らすなど、品質向上に繋がるため、継続的な施用を行う。

また、「カリ」や「鉄」などの目標値を下回るほ場が多いので、土壌分析結果を基に、土壌 pH の矯正や不足養分の補給を行う。鉄不足は、硫化水素による根腐れやごま葉枯病を起こしやすくするため、下葉の枯れ上がりや秋落ちが目立つほ場は含鉄資材を施用する。

・シリカロマン 100kg/10a、ケイ酸石灰 200kg/10a、アサヒニューテツ 100 kg/10a 等

② 堆肥の継続的な施用

腐植の少ない砂壌土や畑作回数の多いほ場は、有機物を積極的に施用する。

・牛･豚糞堆肥1～2t/10a、発酵鶏糞 150kg/10a(春施用は乾田 100 kg/10a、半湿田 75kg/10a)

③ 秋耕による腐熟促進と深耕による作土層の拡大

秋耕による稲わらの腐熟促進を図るとともに、速度を落とした丁寧なロータリ耕などの実施により、作土の深さを **15cm以上（現状より3cm 深く）**確保する。

表　　ケイ酸施用試験でのケイ酸濃度及び収量構成要素

（H22 農業研究所）

資材	成熟期茎葉ケイ酸濃度（%）	精玄米重（kg/10a）	登熟歩合（%）	千粒重（g）	整粒歩合（%）
無施用	6.2	512	90.0	23.6	59.0
ケイ酸分60kg	8.7	546	89.0	23.6	66.9
ケイ酸分90kg	10.1	601	83.8	23.6	73.4

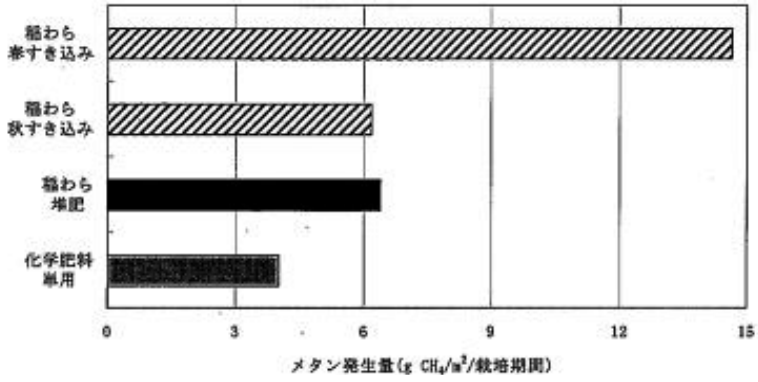


図　　水田からのメタン発生量に対する稲わら処理の影響

（新潟県の水稲栽培指針）

注）化学肥料単用区では稲わらがほ場から持出されている

R7年も「ひこばえ」が大きくなったほ場が多く、 R8年産にウキが懸念される。



収穫後のひこばえ

2. 5月15日を中心としたコシヒカリの田植えと計画的な育苗作業の実施

① 高温登熟を回避するため、コシヒカリの田植えは**5月 15 日を中心に**

【品種による生育ステージの目安】

区分	生育ステージ	田　植　日	幼穂形成期	出　穂　期	成　熟　期
早生	てんたかく81	5月5日	6月 27 日	7月 18 日	8月 23 日
中生	**コシヒカリ**	**5月 15 日**	**7月 12 日**	**8月3日**	**9月 11 日**
	富富富	5月 15 日	7月 13 日	8月4日	9月 13 日
晩生	てんこもり	5月8日	7月 12 日	8月3日	9月 19 日

② 田植時期に合わせた計画的な育苗作業

・田植時の苗が葉数 2.5 枚、草丈 13cm 程度となるように育苗作業を実施する。

・換気や灌水など、適切な育苗管理を徹底し、**健全な苗づくり**に努める。

【田植日に合わせた育苗作業の目安　ー播種から田植えまでは 19 日程度が目安ー】

田植 予定日	比重選 ・消毒	浸　種	催芽	播　種	出芽 （育苗器）	搬 出	育苗 日数
5/10	4/6	4/8頃	4/18	**4/19 頃**	4/19～ 4/22	4/22	21 日間
5/15	4/15	4/17 頃	4/25	**4/26 頃**	4/26～ 4/29	4/29	19 日間
5/20	4/24	4/26 頃	5/2	**5/3頃**	5/3～ 5/6	5/6	17 日間

3. 栽植株数の確保と初期生育の促進

次の収量構成要素を目標として、収量と品質の両立を図る。

栽植密度	穂　数	1穂籾数	㎡当たり籾数	登熟歩合	千粒重	収　量
70 株/坪 （21.2 株/㎡）	20～22 本/株 （400 本/㎡）	70 粒/穂	**28,000 粒/㎡**	87%	22.5g	548kg/10a

① 土壌条件に応じた適正な基肥の施用

・地区の施肥設計例を参考に、前作物や地力に応じて基肥量を調節する。

② 栽植本数の確保

・穂数不足にならないよう**栽植密度 70 株/坪、５本/株植えを基本**とする。特に田植時期が５月中旬以降になる場合や茎数が確保しにくい地域では栽植密度 70 株/坪、５本/株植えを徹底する。

③ 初期分げつの発生促進

・田植後３～５日間は植傷みを防ぐため「やや深水管理」を行い、**活着後は日中「浅水管理」**により水温を高め、分げつの発生を促す。低温や強風の場合は「やや深水管理」を行う。２週間以上湛水したら、風の無い温暖な日に軽い田干しを行う。

4. 適切な中干しと的確な穂肥施用による適正な生育量の確保

① ６月初旬の溝掘りと中干しの徹底

・中干しや間断かん水を効果的に行うため、６月初旬に溝掘りを実施する。

・中干しは田植後**４週間以内**を目安に遅れないよう適期に行うとともに、田面に亀裂が入り、足が沈まなくなるまで確実に行い、**幼穂形成期の葉色を「3.9 前後」**に誘導する。

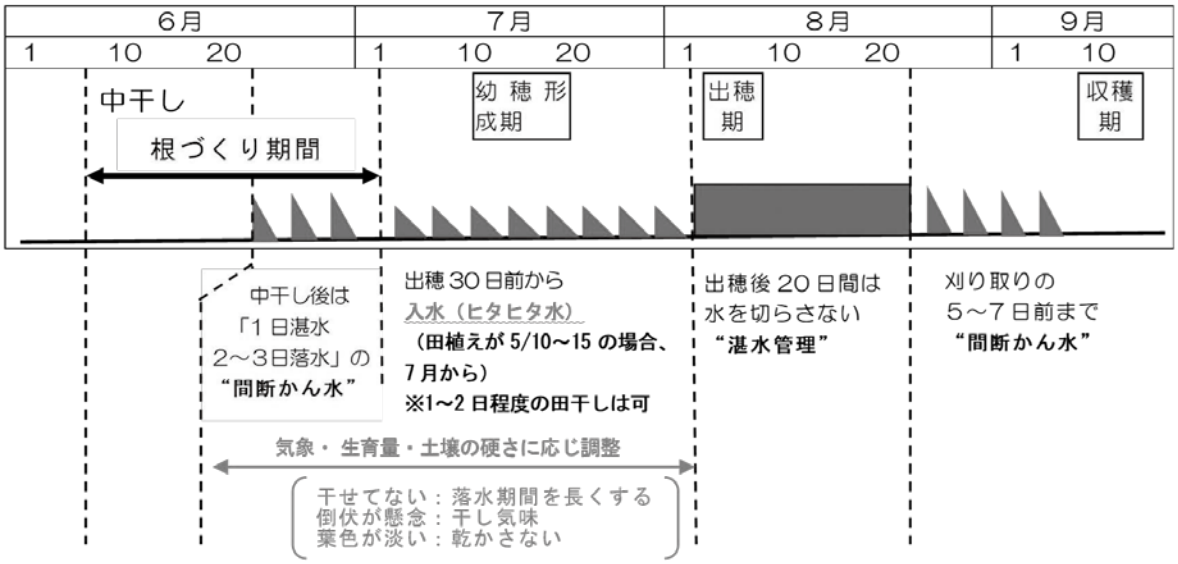
・**出穂 30 日前から入水（ヒタヒタ水）**を行う。

② 気象、土壌条件、生育状況に応じた穂肥の施用

・倒伏に注意するとともに、**穂揃期の葉色が 4.2～4.5（砂壌土は 4.5）**になるように穂肥を施用する。

・肥効調節型肥料（一発基肥、一発穂肥）を施用した場合でも、出穂７日前に葉色が淡い場合（葉色 4.2 以下、壌土は 4.0 以下）は、追肥３号で５～７kg/10a 程度、追加の穂肥を施用する。

コシヒカリの水管理のイメージ



5. 登熟期間の適切な水管理と稲体活力の維持

・高温期の稲体活力維持とカドミウム吸収抑制のため、**出穂後20日間は湛水管理を徹底**する。なお、用水量が十分確保できる地域では、適宜、水の入れ替えを行い、田水温を低下させる。
・出穂20日後から収穫の５～７日前まで間断かん水を徹底し、落水時期が早くなりすぎないよう注意する。また、フェーンが予想される場合は、あらかじめ入水する。

6. 適期刈取と適切な乾燥調製

①登熟期間の気象条件に応じた籾黄化率 85～90%での適期刈取
・適期に収穫できるよう計画的な刈取作業に努める。特に、収穫期頃にフェーンがある場合は、籾水分や青米混入状況を確認のうえ刈遅れないよう注意する。
②胴割れ米の発生や未熟粒の混入に注意し、玄米水分 14.5～15.0%に仕上げ
・特に、乾燥時の気温が高く、湿度が低い場合は乾燥速度が速くならないよう注意する。

7. 病害虫防除の徹底

①苗箱施薬剤の確実な施用による予防の徹底
・前年に紋枯病が多発したほ場では、紋枯病にも効果のある苗箱施薬剤を使用する。
②カメムシによる斑点米等の発生防止
・水田周辺の雑草地や畦畔等の草刈りを徹底し、カメムシの生息密度を低減する。
・中生～晩生品種では２回、早生品種（てんたかく等）は３回の基本防除を徹底する。
・ケイ酸質資材の施用により、割れ籾の発生を軽減する。
・可能な限り、色彩選別機を利用する。

令和７年産における、黒部市の斑点米カメムシの本田発生数は過去最多となっています。暖冬傾向により、令和８年産に向けた越冬個体も多いと予測されるため、春作業からの徹底した防除対策が必要です。

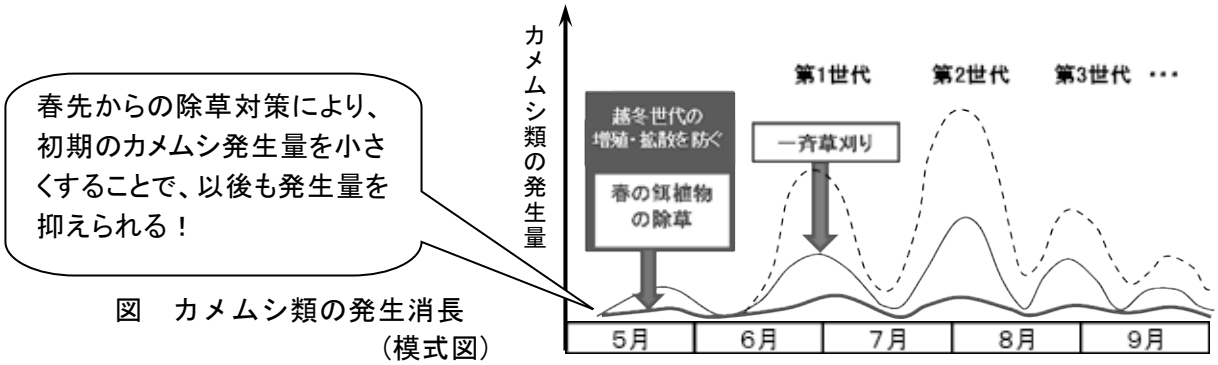


図　カメムシ類の発生消長
（模式図）

市・JAくろべがサポートする土壌改良対策事業を利用した

『土づくり』に取り組みましょう！

◆ 黒部米ブランド産地強化対策事業（土づくり事業）の概要

本事業は、他自治体にはない特徴的、かつ先進的な取組として 2002 年よりスタートし、これまでも本市の1等米比率が県平均を上回る成績を上げていること、また令和5年の記録的な猛暑の影響下においても、他自治体を大きく上回る一等米比率を記録したことは、本事業の大きな成果であると認識しています。

「名水の里・黒部米」の品質向上とブランド力を維持するためにも、引き続き、「土づくり」の基本を徹底し、効果的かつ継続的な土壌改良にご協力ください。

◆ 補助の内容

土壌改良資材又は堆きゅう肥の散布に対して、散布面積 10a あたり最高 1,000 円（市：500 円、JA くろべ：500 円）を補助します

・JA くろべ以外で資材購入した場合は市補助 500 円のみ

・所要額が予算を超過した場合、単価調整あり

◆ 補助金交付先　各農業者等への支払 （JAくろべを通じて交付）





※ 散布実施の面積確認は、JAくろべ等からの資材購入数量を下記の 10a あたり基準散布量で換算した面積となり、水稲作付面積以内となります。

10a あたり基準散布量	土壌改良資材	粒状ケイカル	200kg
		アサヒニューテツ	100kg
		シリカロマン	100kg
	堆きゅう肥	牛堆肥	2.0t
		豚堆肥	1.0t
		発酵ケイフン	150kg

品質の高い大麦生産

１．排水対策

大麦は湿害に弱いため、排水不良のほ場では苗立ちや生育が不良となり、根張りも悪くなります。耕起前に、ほ場の排水対策を徹底しましょう。

①額縁排水溝と基幹排水溝（７～８ｍ間隔）の設置（稲刈後、早急に溝を設置する。）

②播種後、額縁排水溝と排水口の連結を確実に行うとともに、生育期間中も随時、排水溝の手直しを実施（降雨後の停滞水の速やかな排水）

２．土づくり・施肥

①堆肥等有機物の積極的な施用

②石灰質資材の施用（土壌 pH:6.0～6.5）

③地力に応じた基肥施用

（一発体系のエコ大麦の場合、40～45kg）

施用量の目安（10a 当たり）

牛ふん２ｔ　または　鶏ふん 100～200 kg

ケイカル 100～200 kg　または　チャンピオン 60 kg

３．適正播種

播種時期の湿害は出芽率の低下につながります。播種前にしっかり土を乾かしましょう！

①ほ場が乾いた状態で、耕起～播種の一連の作業は、1 日単位で実施

②播種は 10 月上旬を基本に、９月６半旬～10 月中旬までに完了

③播種時期・播種方法に応じた適正な播種量を厳守

（作業の前に播種機の設定量を確認！）

④ドリル播きの場合、播種後の除草剤散布により雑草防除を徹底

大麦種子は、右表の播種量を目安に、予備も含めて準備しましょう。

【播種量の目安】

播種時期	播種量（kg/10a）		目標苗立数（本/㎡）
	表面散播	ドリル播	
９月６半旬	6.5	6.0	140
10月上旬	7.0	6.5	150
10月中旬	9.0	8.5	200

４．病害防除

①種子消毒の徹底

②赤かび病防除の徹底

赤かび被害粒が混入したものは出荷できません！
開花状況を確認し、**開花始め（穂揃期）とその７日後の２回の防除**を確実に実施しましょう！

５．適期収穫と適正な乾燥調製

①雑草の除去（特にカラスノエンドウの子実やハマダイコンの果実は選別で除去できないので、抜取りを徹底する。）

②穂軸、茎葉が完全に黄化し、子実水分 30%を目安に収穫開始（早刈り、刈遅れによる品質の低下防止）

③共同乾燥調製施設の利用

品質目標

2.2㎜ 篩下	２%以下
白　度	４３以上
容積重	６９０ｇ/ℓ以上
硝子率	４０%以下



ｶﾗｽﾉｴﾝﾄﾞｳの子実



ﾊﾏﾀﾞｲｺﾝの花と果実

高品質大豆の安定生産

１．土づくり

①堆肥等有機物の施用や地力増進作物のすき込み

大豆の作付回数の増加に伴い、地力が低下しています。有機物や生育後半まで肥効がある牛ふん、堆肥の中でもカリ含有率が高い鶏ふんを積極的に施用しましょう。

堆　肥

牛ふん　2t／10a
豚ふん　1t／10a
鶏ふん　150kg／10a



地力増進作物

ヘアリーベッチ（マメ科）
播種時期　９～10 月
播種量　　３～４kg／10ａ
すき込み　４月下旬～５月上旬

②石灰質資材の施用（土壌 pH6.0～6.5）

チャンピオン：60kg/10a　または　ケイカル：200kg/10a

③地力に応じた基肥の施用

肥料名	土壌区分	※[1]施用量（kg/10a）	
		畦立	狭畦
※[2]BB特15号（15-15-15）	砂壌土	20～26	25～30
	壌土～埴壌土	13～20	15～20

※[1]麦跡は 0～13kg/10a 増施、有機物を施用した場合は減肥する。

※[2]黒部市の土壌は特にカリが不足しているため、BB 基肥 084（10-18-24）の施用も効果的である。

２．排水対策

①用水路や水口からの漏水防止

②額縁排水溝と基幹排水溝の設置（前年秋か遅くとも４月までに実施）

※額縁排水溝と排水口は確実に連結

３．播種

①播種期や品種による作期分散

②耕起～播種の一連の作業はほ場が乾いた状態で実施（１日単位で行う）

③畦立同時播種による湿害回避

④播種深度３㎝程度の徹底

⑤適正な栽植本数の確保



品種	播種様式	播種時期	目標栽植本数（本/10a）
えんれいのそら	狭畦密植	５月６半旬～６月上旬	20,000
		６月中旬	21,000
	畦立	５月６半旬～６月上旬	14,000～16,000
		６月中旬	16,000～18,000
シュウレイ	狭畦密植	５月６半旬～６月上旬	20,000
		６月中旬	21,000
	畦立	５月下旬～６月上旬	12,000～15,000
		６月中旬	15,000～18,000
オオツル	狭畦密植	６月上～中旬	19,000
	畦立	６月上旬	10,000～12,000
		６月中旬	12,000～14,000

４．雑草防除

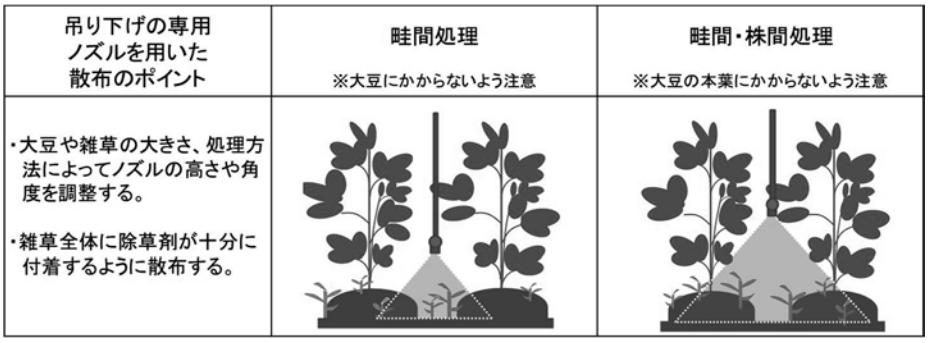
①砕土率の向上と土壌処理除草剤（ラクサー乳剤等）の均一散布

②本葉２～３葉期（播種後 20～25 日）の大豆バサグラン液剤の散布

③雑草の種類や発生状況に応じた茎葉処理除草剤の散布

【主な茎葉処理除草剤と雑草への効果の目安】　○：効果が高い　▲：効果が劣る　－：登録なし

除草剤名	イネ科雑草	タデ類	イヌホオズキ類	ヒユ類	ツユクサ類	アサガオ類	備考
ナブ乳剤	○	－	－	－	－	－	
ポルトフロアブル	○	－	－	－	－	－	
大豆バサグラン液剤	－	○	▲	▲	▲	▲	
ロロックス	▲	○	○	○	▲	○	畦間・株間処理
バスタ液剤	○	○	○	○	○	○	畦間処理 畦間・株間処理
ザクサ液剤	○	○	○	○	○	○	畦間処理



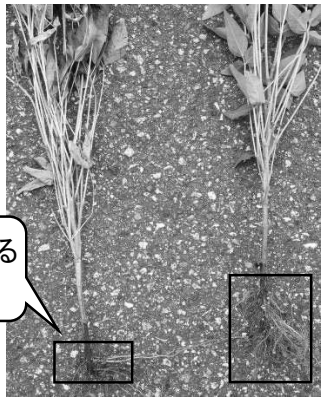
５．病害虫防除

①種子の塗抹処理による防除の徹底

②茎疫病や黒根腐病発生防止（排水対策の徹底、作付間隔の延長）

③紫斑病とカメムシ類の２回基本防除の徹底（８月２～３半旬、４～５半旬）

④カメムシ類やチョウ目幼虫、葉焼病等の発生状況に応じた随時防除



６．畦間かん水

①<u>開花期から９月上旬の間の畦間かん水による干ばつ回避</u>
<u>（ほ場が乾き、３日以上降雨が見込まれない場合にかん水）</u>

②ほ場全体に水が行き届いた時点での速やかな排水
（１日以上のため水は根腐れの原因）

７．適期収穫と適正な乾燥調製

①雑草や青立株の除去

②褐色莢 90%以上、適正な子実水分での速やかな収穫開始
（刈遅れによるしわ粒、腐敗粒の発生防止）
えんれいのそら・・・・・・22%以下
シュウレイ、オオツル・・・20%以下

【収穫開始の目安】
○高水分粒（子実が楕円で、押すと変形するもの）が２%以下
○90%の莢が褐色に変色

③午前 10 時～午後４時の子実が乾いた時間帯に刈取

④適正な作業速度、刈取り高（10cm 以上）でのコンバイン収穫（汚損粒の発生防止）

⑤気温＋５℃以内の送風温度、平均毎時乾減率 0.3%以下での乾燥と仕上げ水分 14%の徹底

そばの栽培について

そばには、夏そば（春まきで夏に収穫）と秋そば（夏まきで秋に収穫）があり、ここでは主に秋そばの栽培について紹介します。そばは生育期間が短く、播種後 20 日程度で開花が始まり、70～80 日程度で成熟に達します。湿害には弱いので排水対策が重要です。播種前にほ場条件をしっかりと整えましょう。

１．排水対策

湿害に極めて弱いため、梅雨明け後、耕起前に額縁排水溝を設置する。また、1.5～２ｍ間隔に排水溝を掘り、生育期間の排水不良による発芽不良、伸長停止、立枯病等の発生を防止する。

２．土づくり

耕起前に pH6.0 を目標として、石灰質資材を散布する。

３．播種時期

播種適期は、平坦地では８月中旬から下旬、中山間地では８月上旬を目安とする。播種時期が早すぎると、開花時の高温による稔実不良の危険がある。一方、播種時期が遅すぎると、収穫前に初霜に遭う危険がある。標高や生育期間の気象条件を考慮して播種時期を決める。

４．播 種 量

散播では、播種量を６～７kg/10a とし、播種後耕転により軽く覆土する（１～２㎝）。
条播では、播種量を４～５kg/10a とし、条間は 20～30 ㎝とする。

５．施　　肥

※施肥量が多いと倒伏するので、地力に応じて施肥量を減らす。追肥は基本的に施用しない。

（標準施肥量）

施肥区分	窒素成分量	肥料名
基肥	2 kg/10a 程度	ＢＢ特 15 号で 13 kg/10a 程度

６．害虫防除

播種時期の早いほ場や生育旺盛なほ場に被害が出やすい。ほ場を見回って早期発見に努める。
ハスモンヨトウの発生抑制に効果的なフェロモントラップを活用する。

７．収穫、乾燥・調製

そばの生育期間の目安は 70～80 日程度である。コンバインで収穫する場合は、子実黒化率 70～80%を目安に、晴天日に露が乾いてから収穫する。

また、コンバイン収穫後は平型乾燥機等で乾燥（30℃以下）し、仕上水分は 14～15%とする。唐箕選により屑、未熟粒、被害粒、異物を除去し、厳選する場合は、揺動式の選別機等で選別する。

栽 培 暦（例）

月	7月	8月			9月			10月		
旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
生育			播種期	着蕾期	開花初期			開花終期	成熟期	収穫期
管理	排水溝の設置	播種直前の耕起	播種及び覆土		病害虫防除					収穫・乾燥・調製

今すぐ実践！園芸を取り入れた複合経営

１．白ねぎ

黒部市の「白ねぎ」は、生産体制や販売体制、購入苗や出荷箱、出荷数量への助成、野菜価格安定制度が整備されています。

近年は、省力化機械を導入して大規模白ねぎ生産に取り組む生産者が増加しています。

○複合化品目としての魅力

（１）露地野菜のなかでも 10a 当たりの収益が大きい品目です。

（２）苗が必要な生産者は完成苗をＪＡから購入することができます。

（３）簡易定植器「ひっぱりくん」や「皮むき機」のレンタル、「皮むき作業」のＪＡへの委託も可能です。また、通常３～４回行う追肥作業は、「基肥一発肥料」を使用することにより省力化が図れます。



定植器「ひっぱりくん」



皮むき機

（４）ＪＡの選別場を利用することにより、作業時間のかかる選別・箱詰め作業を委託できるため面積拡大が容易です。また、出荷前に予冷を行うため、高品質な白ねぎのまま出荷できます。

（５）ＪＡの販売支援体制が整備されており、バラ・コンテナ出荷等資材費削減に向けた取り組みや学校給食、加工業者等への多様な販売も積極的に行っています。

○作業体系・作業時間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
作業体系	○ …… ○ △ ―― △ ■ ――――――――― ■ （は種・育苗：委託）　定植　収穫												
10a 当たり作業時間（時間）				12	15	15	20	20	75	150			307

作業時間は、4 月下旬定植(購入苗)、9 月下旬～10 月下旬収穫の場合

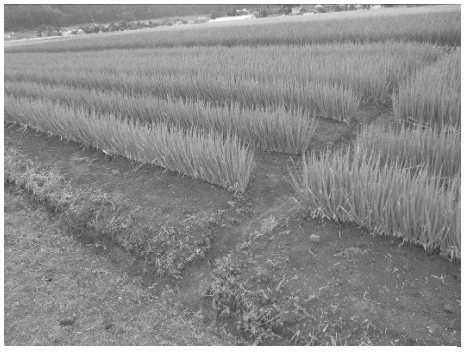
○生産・出荷の留意点

（１）排水の良いほ場を選定し、深い額縁排水溝とほ場内の排水溝を設置する等排水対策を徹底します。

（２）生育に合わせて４～５回土寄せを行います(一度に多くの土を寄せすぎない)。

（３）土壌病害対策を①定植時、②梅雨入り前、③梅雨明け後の３回、必ず行います。

（４）葉に病害虫の被害がなく、軟白部や根部に軟腐病の発生が見られない高品質な白ねぎを調製・選別し、出荷します。



排水対策としての額縁排水溝と長畝を途中で切った溝の設置状況

２．にんじん



黒部市農協では、主穀作経営体が導入する品目として、平成 24 年から「にんじん」の生産を振興しています。

水稲との作業競合が少ないことや機械化による大規模栽培が可能なことから、水稲農家におすすめの品目です。

○複合化品目としての魅力

（1）県内の自給率が低く、実需者や消費者から地場産に対する期待の高い品目です。

（2）病害虫の発生が少なく、栽培は容易です。

（3）作業が機械化されており、排水対策、畝立て・は種、収穫、調製・選別作業において全農とやま所有の機械・施設を利用することができるため、大規模栽培も可能です。

（4）「大麦」や「たまねぎ」等の後に作付けすることで、連作障害を軽減しつつ水田を有効に利用することができます。

（5）販売体制が整備されている全農とやまに全量出荷します。収益性向上のため、加工向け販売等も行われています。

○作業体系・作業時間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
作業体系			は種○‥○				収穫■――■						
								は種○‥‥○			収穫■ ―― ■		
10a 当たり作業時間（時間）							19	27	9	9	32		96

※は種機、収穫機、選別施設を利用の場合　　作業時間は 8 月上旬は種、11 月中旬収穫の場合

○生産・出荷の留意点

（1）ほ場の選定が最も重要です。①かん水用の農業用水が利用できる、②作土深が 25cm 程度ある、③カヤツリグサ、タデの発生の少ないほ場を選定します。

（2） 排水対策を徹底するため、事前に弾丸暗渠や額縁排水溝を設置し、20cm 以上の高畝栽培とします。

（3）夏播きの作型では、水分不足になると発芽率が低下するため、「かん水装置」を利用しては種後にたっぷりかん水します。発芽が揃うまで畝面は乾かないようにします。

（4）は種後の除草剤散布は翌日の天気を確認して行います。生育途中の除草は、にんじんと雑草の葉令を判断して除草剤を散布します。

（5）畝立て・は種、収穫、調製・選別作業に必要な機械や施設は、全農とやま所有のものを利用することができます。その際は、早めに利用計画書を提出する必要があります。

３．加工用キャベツ

消費されている野菜の約６割が加工業務需要となっており、全国的に加工用に向けた野菜生産が行われています。

県内においても、キャベツを加工用に生産し、野菜のカット売り業者等と契約取引を行う取組みが拡大しており、黒部市農協管内でも、新たに取り組む経営体が増加しています。

水稲との作業競合が少ないことや機械化による大規模栽培が可能なことから、水稲農家におすすめの品目です。



収穫時に運搬車を利用

○複合化品目としての魅力

（1）全農とやまと加工業者との契約取引のため、あらかじめ取引単価が設定されており、収益を見通すことができます。

（2）「大麦」や「たまねぎ」等の後に作付けすることで、水田の有効活用や連作障害を軽減することができます。

（3）栽培にあたっては、「排水対策機械」や「施肥同時畝立て機」、「定植機」、「鉄製コンテナ」を全農とやまからレンタルできるため、機械等への新たな投資は不要です。

（4）収穫・出荷作業は、一定の重さ以上のキャベツを「鉄製コンテナ」に詰め込み、全農とやまに運搬する体系であるため、選別は簡便で箱詰め作業が不要となり、省力的です。

（5）事前に決めた日に出荷するため、休日にしか労力確保できない営農組合にも導入しやすい品目です。

○作業体系・作業時間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
作業体系							○―△	―――	―――	■			
							○―△	―――	―――	■	■	■	
							は種	定植			収穫		
10a 当たり作業時間（時間）							19	16	4	13	27		79

作業時間は、7 月上旬は種、8 月中旬定植、11 月中旬収穫の場合

○生産・出荷の留意点

（1）生育を揃え、一斉収穫することが、収穫作業の省力化や収益性を向上させるポイントです。

（2）生育を揃えるためには、均一な育苗やライムソワーまたは畝立て同時施肥機を用いた均一な施肥が必要です。

（3）収量を確保、大玉生産のためには、外葉を大きく生長させる必要があります。
このため、①適期定植による速やかな活着、②排水対策の徹底、③生育初期の肥効を維持させる追肥が重要です。

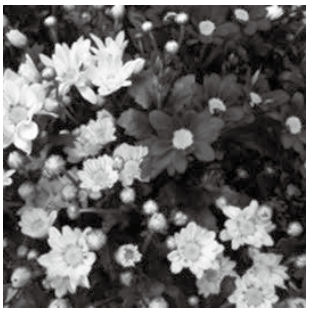
（4）カルシウム欠乏による縁腐れ症や芯腐れ症対策として、うね間かん水やカルシウム資材の葉面散布、害虫の食入防止など病害虫防除を徹底する必要があります。

（5）契約販売のため、計画的な作業と精度の高い生産出荷計画が求められます。

４．花き

旧盆のお墓参り用切り花として需要のある‘小ギク’、‘アスター’、‘ケイトウ’について紹介します。見た目が重要な品目で、週１回程度の防除は必要ですが、小さな栽培面積で比較的大きな収入が得られます。作業は軽作業が中心でその多くを占める収穫調製作業は水稲の刈取前となり競合しません。

○小ギク



・仏花として年間を通じて大きな需要があり、特に７月下旬～８月中旬には富山市場でも契約的取引で有利販売ができます。

・エスレル散布や電照により開花期を調節し、需要期に合わせて出荷します。また、機械による省力化の事例があり、規模等に応じて取り組むことができます。

月	3	4	5	6	7	8	作業時間
作業体系	▽・・・・・・・△－－×－－－－－ //－－－－－－－－－－－－－□－－－－□ 挿し芽　定植 摘心　整枝　収穫						54 時間/a

○アスター



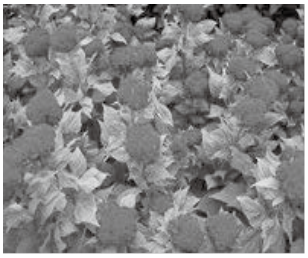


・小輪、中輪品種があり、花色も多く、仏花の他、花束・アレンジ用として需要があります（品種例：小輪：ステラシリーズ（サカタ）、トゥモローシリーズ（タキイ）、中輪：松本シリーズ（サカタ））。

・土壌伝染性の病害が発生しやすいので、①同一ほ場での作付けは５年に１回とする、②排水対策を徹底する、③病害に強い品種を選ぶ等の対策が必要です。

月	3	4	5	6	7	8	作業時間
作業体系	○・・・・・・・・△－－－－－－－－－－－－－－－－－□－－－－□ は種　定植　収穫						60 時間/a

○ケイトウ



・鮮やかな色やボリューム感から、仏花のアクセントとなる品目です（品種例：サカタプライド（サカタ））。

・肥料が多いと茎が太くなり、花形が乱れるため、窒素肥料を控えて栽培します。

月	3	4	5	6	7	8	作業時間
作業体系	○・・・・・・△－－－－－－－－－－－－－－－－－□－□ は種　定植　収穫						59 時間/a

５．もも



「もも」は、高級感ある真っ赤な外観に加え、とろけるような白い果肉、果汁の多さや独特の風味など、好まれる条件を備えています。

また、自家消費用として高い人気があるばかりでなく、収穫時期が夏のギフトシーズンにあたることから、贈答用としての人気が高い果物です。

○複合化品目としての魅力

（1）庭先での販売を行うことで、市場流通品よりも完熟した美味しい果実の提供が可能です。

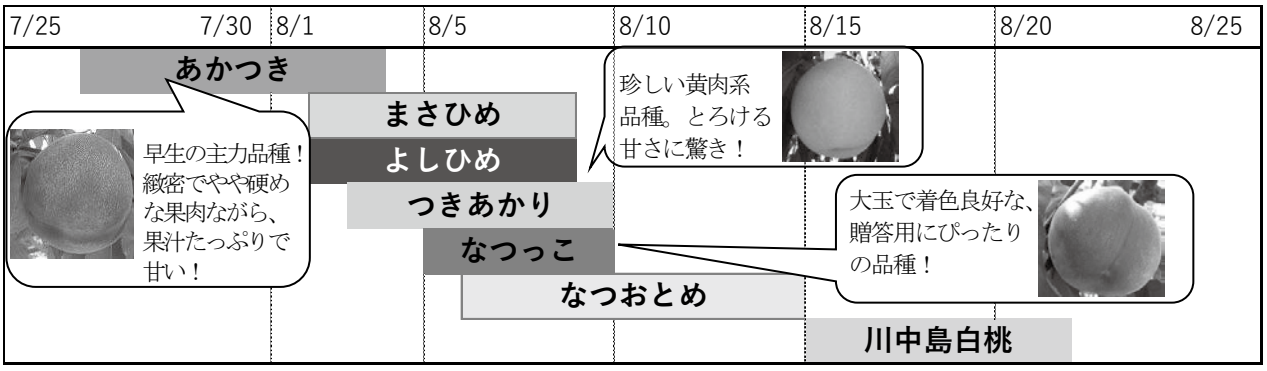
（2）植付け３年目から収穫が可能で、果樹の中では比較的早期に収益が確保できます。

（3）収穫が８月で終わるため、水稲との作業競合が比較的少なく、台風被害も少ない品目です。

○作業体系・作業時間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
作業体系			摘蕾 せん定		摘果	袋かけ	収穫・選果・出荷 除袋 (着色管理)		秋季せん定 礼肥		雪対策 基肥		
			病害虫防除（15～16 回）・草刈(4～5 回)										
10aあたり 作業時間(h)	0	2	20	23	38	70	32	86	17	0	14	4	306

○主なおすすめ品種



○生産・販売の留意点

（1）生育不良や病害を回避するため、植付け前の排水対策が必須です。

（2）植栽場所によっては鳥獣害対策（防鳥網、電気柵等）、防風網が必要です。

（3）摘果や袋かけ等、手作業による管理作業が多く、収穫遅れにならないなど労力に見合った規模での栽培を行う必要があります。

（4）生産者による庭先販売が中心です。販路の開拓・確保が必要です。

園芸品目導入にあたっては、経営体の労働力や保有機械、栽培するほ場の条件等を考慮する必要があります。導入を希望される方は、各地区担当の営農指導員や県普及指導員にご相談下さい。

地域の担い手・農業法人について

市内においては集落営農化、法人化等により、農地の集約・集積が進められています。

＜営農組織（農事組合法人以外）＞　　令和8年3月時点

番号	設立年月	地区名	組 織 名	備 考
1	H23. 4	前沢	栗寺集落営農組合	
2	H23. 4	若栗	みらいファーム黒部	
3	H13. 3	東布施	中陣集落営農組合	
4	H19. 3	東布施	布施谷営農組合	
5	S55. 2	愛本	愛本営農組合	

＜農事組合法人＞

番号	設立年月	地区名	法 人 名	備 考
1	H12. 3	石田	(農)犬山営農組合	旧 犬山営農組合 （H27改組）
2	H 9. 3	村椿	(農)吉田営農	旧 吉田営農組合 （H16改組）
3	H12. 2	村椿	(農)荒俣営農組合	旧 荒俣営農組合 （H15改組）
4	H23. 8	村椿	(農)飯沢営農組合	旧 飯沢営農組合 （H27改組）
5	R 2.11	村椿	(農)出島	
6	H10. 6	大布施	(農)植木営農組合	旧 植木営農組合 （H14改組）
7	H16. 8	大布施	(農)ファーミングくろべ野	旧 営農組合ファーミングとちざわ（H18改組）
8	H 2.12	前沢	(農)吉宮	旧 吉宮集落営農組合 （H12改組）
9	H27.12	前沢	(農)前山	
10	H29.10	前沢	(農)前沢西部営農組合	
11	H10. 6	前沢	(農)シード布施山	旧 シード布施山生産組合 （R7改組）
12	S56. 3	荻生	(農)荻生ライスセンター	旧 荻生農作業受託組合 （改組）
13	H 1. 2	荻生	(農)寺坪営農組合	旧 寺坪生産組合 （H19改組）
14	H 9. 6	若栗	(農)越野営農組合	旧 大越営農組合 （H18改組）
15	H19. 3	東布施	(農)東布施中部農産	
16	H 7. 9	愛本	(農)アグロアケビ	旧 営農組合アグロアケビ （H27改組）
17	H12. 8	愛本	(農)グリーンひばり野	旧 営農組合グリーンひばり野 （H20改組）
18	H14.12	愛本	(農)ひばり野ファーム	旧 営農組合ひばり野ファーム （H27改組）
19	H10. 1	愛本	(農)風野ファーム	旧 愛本新2区営農組合 （R4改組）
20	H 3.12	浦山	(農)浦山１２区	旧 浦山12区営農組合 （H16改組）
21	H10.10	浦山	(農)ファームとちや	旧 栃屋営農組合 （H17改組）

＜有限会社＞

番号	設立年月	地区名	法 人 名	備 考
1	H18. 3	村椿	(有)得能農産	
2	H11. 2	荻生	(有)稲田農産	
3	H12. 5	若栗	(有)グリーンパワーくろべ	
4	H17. 4	若栗	(有)林農産	
5	H18. 4	若栗	(有)グリーンビジネス橋本	
6	H18. 5	若栗	(有)アグリ池田	

＜株式会社＞

番号	設立年月	地区名	法 人 名	備 考
1	R 2. 2	村椿	R&Vのざわ農場(株)	
2	H30. 5	大布施	(株)米農家寺崎	
3	R 2. 2	下立	(株)ファームクリエイト黒部	
4	R 3. 2	下立	(株)杉本農場	
5	H30. 9	浦山	(株)アグリとりの原	

＜有限・株式会社 （畜産・園芸）＞

番号	設立年月	地区名	法 人 名	備 考
1	H14. 4	三日市	(有)シンムラ	畜産
2	H18. 4	村椿	(有)木島農場	畜産
3	H23. 4	浦山	新興果樹園(有)	園芸

活用しよう『認定農業者制度』

（１） 認定農業者制度のねらい

効率的で安定した魅力ある農業経営をめざす農業者が自ら作成する農業経営改善計画（５か年の経営目標）を、市の基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けてさまざまな支援措置を講じていくものです。

（２） 認定を受けるための要件･手続き

魅力ある農業経営を目指し、農業経営者として頑張っていこうという農業者であれば、認定の対象者となることができます。

認定を受けるためには、農業経営改善計画を市へ提出し、承認を受ける必要があります。

申 請

○認定を受けたい方は、「農業経営改善計画書」記入用紙に次のような内容を記載して提出します。

計画書に記載する内容

- ■ 年間の農業所得や労働時間の目標
- ■ 経営規模や作付内容の目標
- ■ 生産方式や経営管理をどう合理化するか
- ■ 労働条件や働き方をどう改善するか

認 定 基 準

１．計画が農業協同組合、農林振興センター等から適切であると認められること
２．経営改善を意欲的に行うと認められること
３．経営規模が基本構想の目標をおおむね達成しうる者であること
４．計画が基本構想に照らし適切なものであること
５．計画を達成する見込みがあること
６．計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

（３） 認定農業者に対する主な支援措置

１．経営所得安定対策
　畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
　米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
２．低金利な資金の借り入れ
　スーパーＬ資金（日本政策金融公庫等）、農業近代化資金（農協等）
　資本性劣後ローン（日本政策金融公庫）
３．農業経営基盤強化準備金制度による税制支援
　準備金の積立額を経費や損金へ算入できるなどの税制特例
４．青色申告を行うことで保険料の助成を受けられる

※複数市町にまたがって営農する農業者は県の認定になります。

農業経営サポートセンターの支援を受けて

経営課題の解決に取り組みませんか

農業経営サポートセンターでは、経営体の発展段階に応じた様々な課題を、専門家と連携してアドバイスし、効率的かつ安定的な農業経営の育成をサポートしています。

まずは、サテライト相談窓口で面談し、経営相談カルテを作成します。それに沿って、専門家と関係機関（市、農林振興センター、ＪＡ等）で支援チームをつくり、伴走支援を行いますので積極的に利用しましょう。

◎ 支援できる項目

項　　目	活用できる専門家
経営の診断	税理士 司法書士 中小企業診断士 農業経営アドバイザー 経営コンサルタント デザイナー
商品デザイン、パッケージ、ロゴの相談	
節税対策、法人化支援	
経営継承相談	
社会保障制度の導入支援	社会保険労務士 労働安全コンサルタント **相談や専門家派遣の費用に<u>農業者の負担はありません</u>。**
就業規則の作成支援	
従業員福利厚生制度（就業規則見直し支援）	
労働安全性の診断	
労働安全性の改善支援	

・複数の項目への相談・取組も可能です。
・上記の項目以外であっても、経営改善に結びつくと考えられることは支援の対象となりますので、お気軽にご相談ください。

◎　相談窓口・お問合せ先

農業経営サポートセンター

富山県担い手育成総合支援協議会（(一社）富山県農業会議）

電話：０７６（４４１）８９６１

〒930-0096　富山市舟橋北町 4-19　富山県森林水産会館６階

※サテライト相談窓口として、各地域担い手協議会(市町村農政担当課)・富山県新川農林振興センターがありますので、まずはこちらにご相談ください。

農業経営の法人化（1）

農 業 法 人 の 概 要

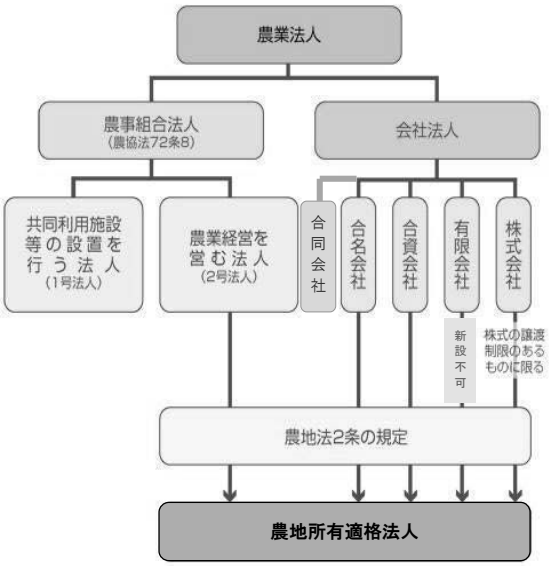
農業法人とは、「法人形態」によって農業を営む法人の総称です。この農業法人には、「会社法人」と「農事組合法人」の2つのタイプがあります。

また、農業法人は、農地の権利取得の有無によって、「農地所有適格法人」と「一般農業法人」に大別されます。

「農地所有適格法人」は、“農業経営を行うために農地を取得できる法人”であり、株式会社（株式譲渡制限会社（公開会社でない）に限る）、農事組合法人（農業経営を営む、いわゆる2号法人）、合名会社、合資会社、合同会社です。（有限会社は新設不可）

また、事業や構成員、役員についても一定の要件があります。（ただし、農地を利用しない農業の場合は農地所有適格法人の要件を満たす必要はありま

法人化する場合、どのタイプの法人を選ぶのか、それぞれの法人形態の特色や自らの経営展望に照らして選択する必要があります。



設 立 手 順

法人の形態が決まれば、いよいよ設立です。おおまかな手順は右図のとおりです。農地等の権利を取得する農地所有適格法人の設立をめざす場合には、定款や事業計画の作成の時点で市農業委員会等の関係機関・団体と事前に相談することをお勧めします。



農業経営の法人化（2）

法人を設立するためには

農業法人を設立する場合、法人形態や構成員をどうするかは重要なポイントです。
会社法人にするのか、農事組合法人にするのか、また、構成員を家族だけの同族法人にするのか、仲間と一緒に法人を作るのか。法人形態の選択に当たっては、家族や仲間、地域事情や資金等の現時点の状況判断だけでなく、将来、どのような農業法人にしたいのかも含めた長期的な視点も大切です。

株式会社と農事組合法人の比較は別表のとおりです。
商行為その他の営利行為（株式会社）と共同の利益増進（農事組合法人）のように事業目的が異なりますし、議決権のほか、農事組合法人には雇用人数の制限（構成員の2／3未満）もありますので、注意が必要です。

	株式会社	農事組合法人
目的	商行為その他の営利行為	共同の利益増進
出資	制限なし（1株均一）	制限なし（1口均等）
構成員	1人以上 （ただし、農地所有適格法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要がある）	農民等3人以上
議決権	出資1株につき1議決権 （ただし、定款で別段の定め可）	1人1議決権
役員	取締役1人以上（社員以外も可）	理事1人以上（農民である組合員のみ）
	常時従事する構成員・理事の過半は60日以上の農作業に従事すること	
配当	出資株数に比例（出資配当の制限なし）	利用分量・従事分量・出資分量の3種類

農業経営の法人化（3）

法人化の意義とメリット

農業経営の法人化の利点として、次のことが挙げられます。
1)経営の円滑な継承
2)経営管理能力や資金調達能力、対外信用力の向上
3)雇用労働関係の明確化や労災保険などの適用による農業従事者の福利厚生の充実
4)新規就農者の確保が容易

また、新規就農や地域雇用の受け皿となるなど、地域社会の活性化に果たす役割の重要性も指摘されています。

しかしながら、これらの利点は、法人化すれば自動的に享受されるものではなく、農業経営の継続・発展のための経営努力のなかで生み出され、獲得していくものとして理解する必要があります。

また、法人化することによって、管理コストの上昇や農地等の相続税の納税猶予制度、生前一括贈与の特例を受けられなくなる場合もありますので、自らの経営内容等を多角的に検討し、法人化に着手することが大切です。

経営上の利点	経営管理能力の向上	1. 経営責任に対する自覚を持つことで、経営者としての意識改革を促進 2. 家計と経営が分離され、経営管理が徹底
	対外信用力の向上	1. 計数管理の明確化や各種法定義務（設立登記、経営報告等）を伴うため、取引上の信用力が向上 2. 法人となることでイメージが向上し、商品取引や従業員の雇用等が円滑化
	人材の確保・育成	1. 法人の役員、社員等の中から有能な者を後継者として確保することが可能 2. 就農希望者が法人に就職することで、初期負担なく経営能力、農業技術の習得が可能
制度上の利点	税制面での優遇	1. 所得の分配による事業主への課税軽減 2. 定率課税の法人税の適用 3. 役員報酬の給与所得化による節税（一部制限あり） 4. 使用人兼役員賞与の損金算入 5. 退職給与等の損金算入 6. 欠損金の7年間繰越控除（青色申告法人に限る） 7. 農業経営基盤強化準備金
	社会保障制度	1. 社会保険、労働保険の適用による農業従事者の福利増進 2. 労働時間等の就業規則の整備、給与制の導入による就業条件の明確化
	制度資金	1. 融資限度額の拡大（認定農業者に限る） 2. スーパーL資金の「円滑化貸付」による無担保・無保証貸付（認定農業者に限る）

経営継承対策とは何？



後継者に継承するものには、土地や施設・機械などの「目に見える資産（人・資産）の継承」だけではなく「目には見えない資産（知的資産）の継承」もあります。

円滑に経営を継承するためには、後継者の育成も必要となるため、計画的に時間をかけて取り組む必要があり、早めの対応がおすすめです。

継承する資産の構成要素

人（経営）の継承

経営権

資産の継承

事業用資産（設備・機械、農地等）
資金（運転資金・借入金等）

個人資産

知的資産の継承

経営理念　従業員の技術や技能　ノウハウ　経営者の信用
取引先との人脈　顧客情報　許認可　知的財産（ブランド、商標、商号）

個人経営における経営継承の特徴



事業用資産と個人資産の仕分けが必要

農業者が居住している自宅の敷地内に農機具格納庫があるなど、農業に必要となる資産が個人資産と一体化されている場合が多く、特に第三者へ継承をする際は継承する資産の仕分けが必要になります。

継承を前提とした法人化

事業用資産が個人資産と明確に区分され、事業の継続性が高まるため、継承を前提とした法人化に取り組む例もあります。

計画的に経営継承しないとどうなる？



農業者の高齢化の進展

農業を支える基幹的農業従事者は年々高齢化し、今後一層の減少が見込まれていることから、担い手の確保が困難となり、農業の持続可能性が懸念される地域が発生する可能性があります。



突然親が亡くなり途方に暮れた

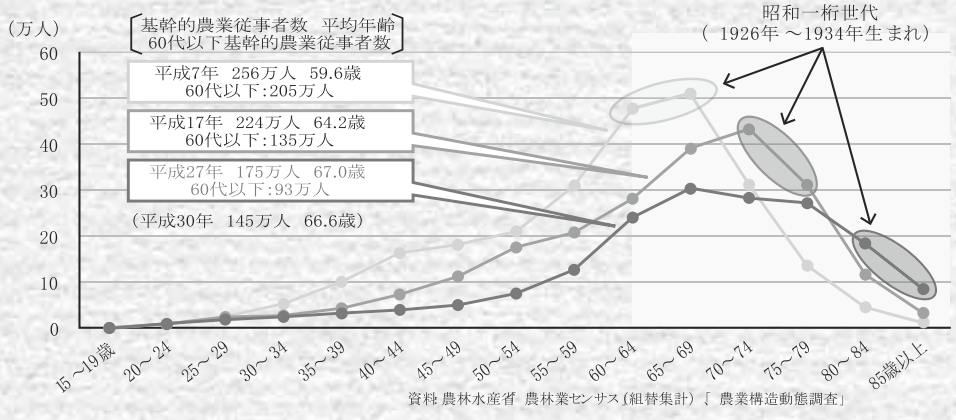
農業をしていた親が、突然亡くなった。子ども達は農業に携わっておらず、誰も農業を継ぐ意思がないため、農地をどうするのかなど途方に暮れた。

取引の慣習を継承できず契約解除を通知された

販売に関することを一人で担当していた母親が急に他界してしまった。取引先のスーパーからは取引継続の話があり、契約内容の確認はできた。取引先との慣習等を十分に把握していなかったため、取引先から度重なるクレームが入り、最終的には契約解除を通知された。

後継者に資産を集中できない

個人で農業をしていた父親が他界し、母親・長男・次男への相続が発生。父親と一緒に農業をしていた長男に農業経営に関する資産をすべて引き継ごうとしたが、次男が反対したため、結果として規模を縮小せざるを得なくなった。



資料：農林水産省　農林業センサス（組替集計）「農業構造動態調査」

（注）基幹的農業従事者とは、販売農家の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない。）

経営継承の準備から実行まで



経営継承については、経営者と後継者による話し合いを準備段階から実行段階まで様々なことを何度も行う必要があるため、時間を要することが多く、計画的に進めていくことが重要です。

準備段階

1　経営継承の必要性の確認

2　経営状況・資産の把握（見える化）

経営の沿革、経営理念、将来像の明確化、事業計画、知的財産権、顧客情報などから現状を把握します。

3　後継者の選定・育成

親族内や従業員などに後継者候補がいるか、後継者候補の能力・適性、後継する意思の確認などを行います。

計画段階

4　経営継承計画の策定

経営継承も経営を継続していくための手段であることから、中長期の事業計画には、経営継承の時期や具体的な対策を盛り込んだ「経営継承計画」を策定します。「経営継承計画」には、設備・機械等の資産の継承とともに、目に見えない資産を継承することを念頭に置いて、後継者にどのような仕事をどのような順序・方法で任せるのか、関係者の理解醸成や人間関係の構築などをどのようにするのか、具体的に記載します。

経営継承計画の様式例は
（農水省 HP）コチラ→

実行段階

5　経営継承計画の実行

定期的にチェックを行い、計画通りに進行していない場合は、原因と対策を考えます。

経営継承が完了

更なる経営発展へ

経営継承の類型



◎親族内継承

親族 に継承すること。親族内継承には、現在の経営者の子息・ 子女が後継者となるケースの他、甥や娘婿が後継者となるケースなどもあります 。

<メリット>

〇関係者から心情的に受け入れられやすい。

〇後継者を早期に決定し、長期の準備期間が確保できる。

<留意点>

□親族内に経営能力と意欲がある者がいるとは 限らない。

□相続人が複数いる場合、後継者の決定や事業用資産等の集中が難しい。

□後継者本人の意向を明示的に確認する取組が必要。

◎親族外継承 従業員等)

従業員等の非親族に継承すること。共同創業者、番頭格の役員、部門長等の従業員、優秀な若手従業員等が後継者候補となることが多い。また 、経営者の子息等への中継ぎとして 、一時的に行われることもあります 。なお、個人の経営継承ではほとんど 行われていません。

<メリット>

〇親族内に後継者候補がいない場合でも、後継者確保がし やすい。

〇業務に精通しているため、他の従業員などの理解が得られやすい。

<留意点>

□親族内継承と比べて、関係者から心情的に受け入れられにくい場合がある。

□後継者候補に株式取得等の資金力がない場合が多い。

□後継者として組織内で計画的に人材育成をしてい く必要がある。

◎親族外継承(第三者)

親族や従業員以外の者へ継承すること。身近なところに後継者候補がいない場合などに検討され、マッチングによる外部人材の招へいや事業譲渡などがあります 。

<メリット>

〇広く後継者候補を求めることが できる。

〇現経営者が事業売却による利益を獲得できる。

<留意点>

□希望の条件後継者 の経営理念、従業員の継続雇用、売却価格等)を満たす後継者の確保が難しい。

□後継者が確保できても、関係者の理解や協力などが得られず後継者が辞めてしま う場 合もあるので、継承完 了までしっかりと経 営をサポートす る必要がある。

自然災害に備えて
農業版BCPを作成してみましょう！

BCP（事業継続計画）とは、自然災害などの緊急事態が発生した場合、人員、電気、水、資金等が足りなくなることが想定される中で、どの仕事を**優先して続ける**か、**どうやって再開する**か、ということを**あらかじめ決めておく計画**をいいます。

BCP は決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。

計画として文字に落とし込むことで、**従業員との共有**や、**普段の経営の見直し・改善**にもつながります。

・農林水産省では、**自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト**を作成しています。
・チェックリストには**「リスクマネジメント」**と**「事業継続」**の2種類のシートがあり、「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で**簡易的な農業版 BCP** が作成できます。

※農林水産省ホームページに掲載している EXCEL 版のチェックリストを活用すると作成がスムーズです。

① 日頃からのリスクに備え、台風襲来等の対応策を決めておく

○チェックリスト「リスクマネジメント」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目について検討します。

チェックリスト「リスクマネジメント」（項目例）	
リスクの把握	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？
予防	災害時の停電に備え、非常用電源などを確保していますか？
	収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？
直前の対策	排水路や排水溝、明きょ等の点検、ゴミの除去や補修、再整備等を行いましたか？
	収穫物は適切な場所に保管しましたか？

② 被災後の復旧・事業継続のための計画づくり！

○チェックリスト「事業継続」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティーネット等、事前に想定しておくべき事項について検討します。

チェックリスト「事業継続」（項目例）	
基本方針の策定	災害発生時の基本方針を定めていますか？
重要業務・目標復旧時間の検討	重要業務の目標復旧時間を明確にしていますか？
被害想定と影響評価	道路・交通網に支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？
事前対策の実施	燃料・肥料・種苗・農薬等の事業において不可欠な生産資材の調達に支障が生じた場合の代替手段を確保していますか？
緊急時の体制整備	災害発生時における責任者等とその代理者を定めていますか？

○農業版 BCP（事業継続計画）

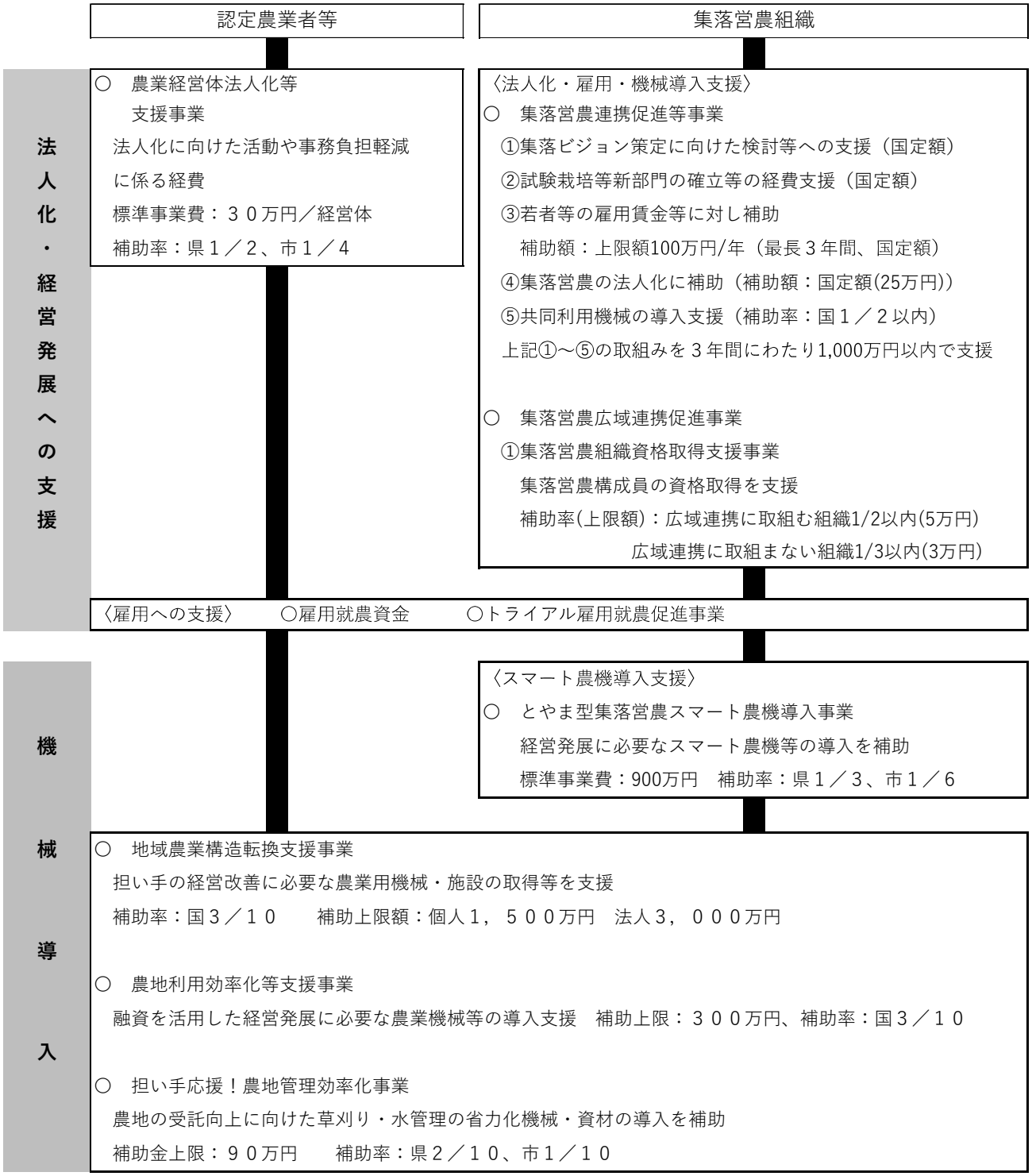
チェックリストの各項目に、経営体に応じた具体的な対策を当てはめると、農業版 BCP が作成されます。

農業版 BCP を機能させるため、少なくとも**年に1回**は**見直し**を行い、備えが十分か確認しましょう。

担い手へのソフト・ハードの支援対策

認定農業者や集落営農組織を対象にした支援策です。

それぞれの事業に要件や成果目標が定められていること、また市の予算措置も必要になることなど、予め市に相談するなど活用には計画的に進めていくことが必要です



詳しくは、市、JA、新川農林振興センターまでお問い合わせください。

就農希望者・新規就農者を支援します

就農を希望する方に対し、市や県、（公社）県農林水産公社では、次のような制度で支援を行っていきます。

１．まずは農業体験から

①　農業体験研修（対象：社会人、大学・専門学校等の学生）

就農希望者を対象に、希望作目にあった先進農家等での５～３０日間の実地体験研修を実施します。

２．就農前に

①　就農準備研修（対象：青年等就農ビジョン認定者）

青年等就農ビジョン認定者が就農に必要な知識・技術を習得するため先進農家等で行う研修です。

（研修期間：１年以上２年以内）

②　とやま農業未来カレッジ

本県営農条件に即した基本的な知識や実践的な技術を修得できる研修です。

・通年研修（１年間、1,300 時間程度）

・園芸経営実践コース（園芸の自営就農希望者を対象に模擬経営を実践）

③　就農準備資金（前年の世帯所得が原則６００万円未満　等の要件あり）

県が認める研修機関（とやま農業未来カレッジ、希望する作目を生産している認定農業者等）で研修を受ける青年等就農ビジョン認定者に１６５万円/年（13.75 万円/月）を最長２年間交付されます。

〈交付者の主な要件〉

（１）就農予定時の年齢が４９歳以下であること。

（２）市または県から青年等就農ビジョンの認定を受けていること。

（３）研修期間が概ね１年以上かつ概ね１，２００時間以上であること。

（４）研修期間中に常勤の雇用契約を締結していないこと。

（５）研修終了後１年以内に独立・自営就農、親元就農または農業法人等で常勤の形態で就農すること。

（６）親元就農する予定の場合は、５年以内に経営継承すること。
独立・自営就農の場合は、就農後５年以内に認定新規就農者または認定農業者になること。

（７）原則として生活費の確保を目的とした国の他事業による給付等を受けていないこと。　等

3．就農後に　～ソフト支援～

① 青年農業者育成基金事業（対象：概ね４５歳以下の青年農業者）

農業に関する資格取得や研修会への参加等を希望する方に対し、（公社）県農林水産公社では青年農業者個人を対象に行う助成事業です。

	区分	助成内容	助成額
①	資格取得	農業機械等の操作資格 大型特殊自動車免許、中型自動車免許、牽引自動車免許 玉掛け技能講習修了証、フォークリフト運転技能講習修了証　等	事業費の1/2か5万円のいずれか低い額
		経営管理に関する資格取得 農業簿記検定、農産物登録検査育成研修、野菜ソムリエ　等	
②	研修等参加	県内外で実施される研修、自主企画した視察　マルシェ商談会等への出店　などの実施	
③	先進技術体系導入	生産に関する新技術体系の検証等	事業費の1/2か１０万円のいずれか低い額

【以下は、認定新規就農者（※）の認定された方に限られます】

市長から「青年等就農計画」の認定を受けた認定新規就農者は、当該経営に必要な施設、機械、農地等の導入に要する経費や運転資金について支援を受けることができます。

※　認定新規就農者
就農予定時の年齢が原則 45 歳未満(一定の経験を有し市長が認める場合は 65 歳未満)で、将来の農業経営に関する目標や目標を達成するために必要な機械施設等の導入計画等をまとめた「青年等就農計画」を作成し、市長の認定を受けた方です。

② 経営開始資金（前年の世帯所得が原則６００万円未満　等の要件あり）

独立・自営就農する認定新規就農者に、農業を始めてから１６５万円/年（13.75万円/月）を最長３年間交付されます。

〈交付者の主な要件〉

（１）就農予定時の年齢が４９歳以下であること。
（２）農地の所有権もしくは利用権（外部からの貸借が主）を有していること。
（３）主要な農業機械・施設を自ら所有・貸借していること。
（４）本人名義で生産物や生産資材等を出荷・取引すること。
（５）農業経営を開始して５年後までに農業で生計が成り立つ計画を有すること。
（６）親元就農の場合、親の経営に従事してから５年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入などの経営発展に向けた取組みを行い、新規参入者と同等のリスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると市長に認められること。
（７）市が作成する地域計画において、目標地図に位置付けられている又は位置づけられることが確実と見込まれること。
（８）原則として生活費の確保を目的とした国の他事業による給付等を受けていないこと。　等

③ 青年等就農資金

借入限度額：３，７００万円
償還期限：１７年以内（据置期間５年以内）
利率：無利息

4．就農後に　～ハード支援～

自身で経営を開始した時に必要な機械や施設の取得を支援する補助事業です。

就農時（継承時）の年齢と経営開始後の年数などにより、下表の①～④により活用できる事業が異なること（⑤事業だけ継承する年だけが該当になります)、それぞれの事業に要件や成果目標が定められていること、また市の予算措置も必要になることなど、予め市に相談するなど活用には計画的に進めていくことが必要です。

◇ 新規就農者へのハード支援策一覧　　令和８年度

事業対象者の年齢区分（就農時・継承時）	就農後				
	就農後年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
50歳未満	**【①経営発展支援事業(通常枠)】** ◇市から「青年等就農計画」の認定を受けた認定新規就農者に機械施設取得を支援 ◇標準事業費 ・経営開始資金（前頁②） 受給者　500万円 ・非受給者　1,000万円 ◇補助率　７／８ 注)令和８年度は就農後3年目の方も対象		**【②新規就農者経営安定化事業】** ◇市から「青年等就農計画」の認定を受けた認定新規就農者に機械施設取得を支援 ◇標準事業費 ・経営開始資金（前頁②） 受給者　875万円 ・非受給者　1,000万円 ◇補助率　１／２		
	【③経営発展支援事業(地域計画早期実現支援枠)】 ◇市から「青年等就農計画」又は「経営改善計画」の認定を受けけた者に対し、①機械施設取得、②機械等修繕、③法人化を支援 ◇補助率 ①は７／８、②と③は７／１２ ◇補助金上限額　①②③を合わせて1,050万円 ◇経営開始資金非受給者に限る				
50歳以上60歳未満	**継承する年度の１年目（４月～３月）のみ** **【⑤セカンドキャリア応援！農業経営継承事業】** ◇親族（三親等以内）以外から経営継承して経営を始める50代の継承者に対し継承時に必要な機械・施設の導入等（※）を支援 （※）引き継ぐ機械等の取得費や修繕費も含む ◇標準事業費 ・1,000万円 ◇補助率　１／２ ◇その他 親が組合員である集落営農法人の場合は、子が専従かつ役員(理事)となり経営を継続する予定でいること				
６５歳未満	**【④新規就農者チャレンジ事業】** ◇独立・自営就農時の年齢が65歳未満の認定新規就農者に対し、早期の経営発展に必要な機械・施設の導入等(※)を支援 （※）取得のほか、修繕、改良、移設等含む ◇補助上限額 （個人）1,５00万円、(法人)3,000万円 ◇補助率　３／１０				

詳しくは、市、JA、新川農林振興センターまでお問い合わせください。

主 な 制 度 資 金 一 覧 表

	農業近代化資金		日本政策金融公庫			
			スーパーＬ資金	経営体育成強化	農業改良資金	青年等就農資金
対象	認定農業者	認定農業者 以外の担い手	認定農業者	認定農業者 以外の担い手	・エコファーマー ・農商工連携事業者 ・六次産業化法認定者　など	認定新規就農者
使途	施設等 機械 長期運転	同左	農地取得 施設等 長期運転	農地取得 施設等 償還負担軽減	新分野に挑戦するための施設等 長期運転	農地改良 施設等 長期運転
融資率	100%	80～100% 対象者による	100%	80～100% 使途による	100%	100%
金利（%）	2.70	2.70	1.65～2.7 （人・農地プランの中心経営体は貸付当初５年間に限り、実質金利を0%まで引き下げる。）	2.70	無利子	無利子
市の利子助成	予算の範囲内で負担金利が実質0.2％になるよう助成（10年間）	―	予算の範囲内で負担金利が実質0.2％になるよう助成（10年間）	―	―	―
償還	15年以内 （据置７年以内）	認定新規就農者 17年以内 （据置５年） その他 15年以内 （据置３年以内）	25年以内 （据置10年以内）	25年以内 （据置３年以内）	12年以内 （据置５年以内）	17年以内 （据置５年以内）
貸付枠	個人 1,800万円 法人　　２億円	同左	個人　　３億円 法人　　10億円	個人 1.5億円 法人　５億円	個人 5,000万円 法人　　1.5億円	3,700万円

※金利は令和８年２月20日現在
　貸付時の金利情勢により変動します。

青色申告をしているあなた！！

収入保険に加入しませんか？

加入のメリット

・全ての農作物が対象です。
・さまざまなリスクによる収入の減少を補償します！！



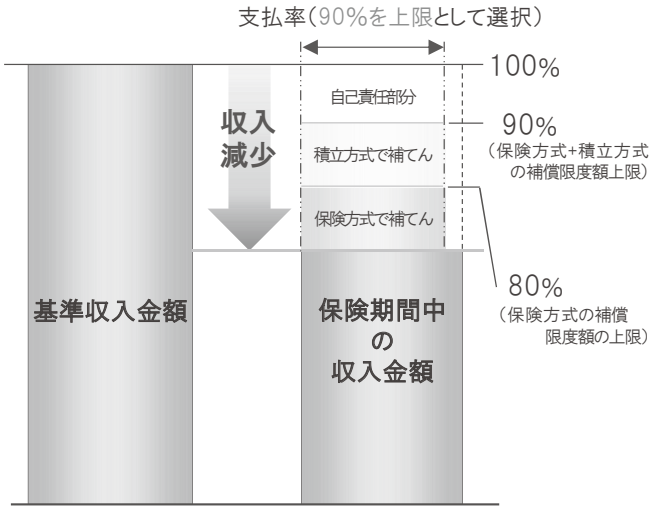
収入減少の要因（例）

申告書類から基準収入金額を設定

保険期間の収入が基準収入金額の９割を下回った場合、下回った額の９割を上限に補填します。（青色申告の実績が５年以上の場合）

基準収入金額は農業者自身の過去５年間の農業販売収入の平均を基本とし、規模拡大や縮小などの保険期間中の営農計画を考慮して算定します。

過去５年間の農業販売収入金額として使用するのは、税務申告書類の農業販売収入金額です。

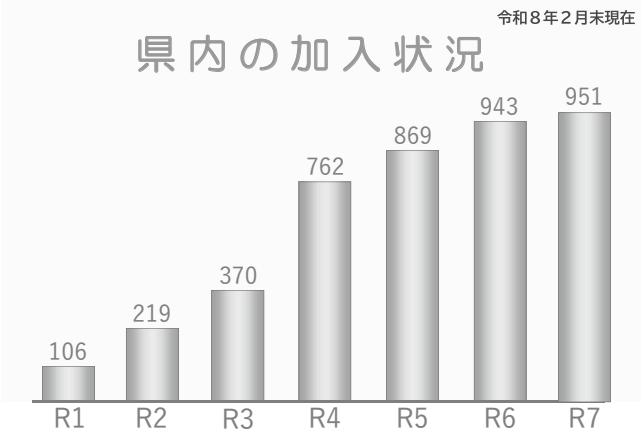


（保険方式80%＋積立方式10%の場合）

富山県の収入保険

県内の加入状況

令和８年２月末現在



収入保険の加入者は年々増加

平成31年にスタートした収入保険は、令和８年２月末時点で951件の個人・法人が加入されています。

全国では、約10.5万件（令和8年2月時点）の経営体が予期せぬ収入減少に備えて加入されています。

保険金等の支払状況

令和８年２月末現在

保険期間	加入者数	支払件数	支払保険金
令和３年	370	230	5億3,967万円
令和４年	762	238	3億1,146万円
令和５年	869	266	2億8,153万円
令和６年	943	52	4,444万円

※令和6年については、加入者のうち約99%分の審査が終了した時点の数値です。

令和３年保険期間では、コロナ禍による米の販売価格（概算金）の下落などで加入者の約６割に保険金等をお支払いしました。令和６年は、果樹や野菜において異常気象の影響に伴う虫害・干害などが主な支払要因となっております。

園芸施設共済

～共済金の支払対象となる災害～（共済事故）



制度改正により補償内容が充実しました

従来の制度



■ **補償内容が薄い**
・補償単価が低い
・補償金額が5年後20%下止まり
・被害査定3万円以上が支払対象
↓
補償内容の選択が無く、被害時の共済金支払基準のハードルが高い、
よって支払対象になるケースが少ない

制度改正後の内容



●補償単価 ⇒ **約2倍にUP**
●補償金額が10年後⇒40%で下止まり
●特約が新設され加入時に選択
【**復旧費用特約**】補償金額を80%にUP
【**追加付保割合**】補償金額を20%UP
【**小損額不填補**】被害認定基準1万円以上を選択
↓
補償が充実し、補償内容を選択出来るようになり、選択方法によって掛金を低くすることも可能

◆ハウスの設置状況を教えて頂ければ、補償タイプ別のご提案をします
（詳細な見積書がありましたら、見積金額に応じた補償で加入することが出来ます）

ま ず は お 気 軽 に ご 相 談 く だ さ い



ご連絡はこちらまで

富山県農業共済組合　新川地域農業共済センター
住所：入善町青木1385-1
ＴＥＬ：0765（72）0377

はじめよう！農福連携

農福連携とは？

担い手不足や高齢化などが進む農林水産業分野の新たな働き手の確保と障害のある人等の農林水産業分野での社会参加につながる取組みです。

農林水産業経営体等

課題



- 農林水産業従事者の減少。繁忙期の人手不足。
- 高齢化等の進展、若い後継者が少ない。
- 労働力不足による、経営拡大の制限。

連携

- 就労の機会（一般就労の場）を提供
- 農林水産業を通じ、社会の人々との交流

- 労働力の確保。
- 人手不足の解消による、経営拡大。
- 社会貢献につながる（就労機会を提供）。

障害のある人・障害福祉サービス事業所

課題



- 就労先での工賃（賃金）が低い。
- 就労先の不足。
- 自立した日常・社会生活の実現。

- 人手不足の農林水産業現場での労働力提供
- 作業内容に合わせた多様な人材

- 雇用先の増加、工賃（賃金）向上。
- 自然とのふれあいで、心のゆとりや情緒が安定。
- 一般就労に向けての体力・精神面での訓練に有効。新たな職域による、社会参加の促進。

お互いの課題が解決する

富山県の取組み（「第2期富山県農福連携等推進方策」より）

●5つの推進項目に基づき取組みを進めます。

❶農福連携等の理解促進と認知度向上

農福連携推進セミナーや農福連携マルシェ等を通じ、普及啓発に取り組みます。

❷農業と福祉をつなぐマッチングの強化と地域単位での連携の推進

各地域の特徴を踏まえたマッチングを支援します。

❸農福連携等を支える専門人材の育成と活躍

農福連携等の定着のため、専門人材（農福応援アドバイザーや農福連携技術支援者）を派遣します。

❹障害のある人等が働きやすい環境整備

安全に安心して働けるよう受入れ環境の整備を支援します。

❺農福連携等の広がり

新たに林福・水福連携、ユニバーサル農園の普及等に取り組みます。

取組事例

［林福連携］
苗木生産やきのこ栽培 等
［水福連携］
水産加工品製造補助や清掃作業 等



▲詳細はこちらから
（県HP「農福連携について」）

▲農福連携取組事例紹介

農福連携の3つのタイプ

1 作業受委託型

農林水産業経営体などが障害福祉サービス事業所に、作業を委託する。

施設外就労
作業現場で収穫作業や出荷調整を行う



or

施設内就労
障害福祉サービス事業所に持ち込まれた農作物などを加工・納品する



2 直接雇用型

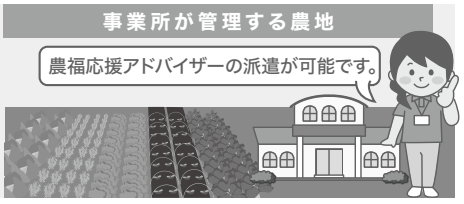
農林水産業経営体などが障害のある人を雇用し、作業に従事してもらう。



3 農業参入型

障害福祉サービス事業所が、自ら農業を行う。

事業所が管理する農地



■ 県では、農林水産業と福祉等の連携を支援しています。お気軽にご相談ください。

全般
富山県農林水産部農業経営課
団体指導検査係
富山市桜橋通り5-13（富山興銀ビル10F）
TEL 076-444-3274

富山県厚生部障害福祉課
自立支援係
富山市新総曲輪1-7
TEL 076-444-3212

作業受委託
（一社）富山県社会就労センター協議会
富山市西金屋6682
TEL 076-471-7950

2026年1月発行

農林水産業経営体が農福連携をはじめるには？



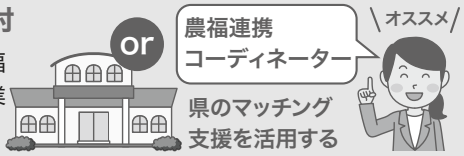
農林水産業経営体の方が農福連携に取り組みたいと思っても、障害のある人を直接雇用することは、ハードルが高いと感じられるかと思います。そこで、双方が比較的取組みやすい【作業受委託】から、取り組むことをおすすめしています。

～農林水産業経営体が作業受委託を始める手順～

作業受委託による農福連携は、【農福連携コーディネーター】がサポートします

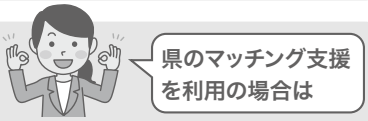
1 依頼先の検討

地域の障害福祉サービス事業所に依頼する。



2 目的の明確化と共有

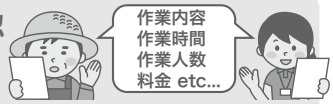
農林水産業経営体等と障害福祉サービス事業所、双方の目的を明確にし、情報共有を行う。



双方の条件を擦り合わせ、マッチングします。また、マッチング成立まで、相談に応じます。

3 作業内容・作業環境の確認

顔合わせを行い、双方で作業内容や作業時間、料金など、打ち合わせを行う。安全に作業できる環境かなどを確認し、改良の必要があれば整える。



一方に負担がかかりすぎないように



4 取決め事項の決定

作業内容や時間、料金等の再確認を「確認リスト」などを使いながら、必ず双方で行い、書面に残す。

5 事前の現場見学

事前に障害福祉サービス事業所の担当者に、作業現場や環境の確認、実際の作業を体験してもらう。

マッチングの支援者



農福連携コーディネーター
双方の希望内容を確認しながら条件を擦り合わせ、受委託先をご紹介します。



農福応援アドバイザー
障害福祉サービス事業所が行う、農業や農産加工をサポートします。



農福連携技術支援者
農業の現場の作業環境を確認し、無理なく効率的な作業を提案・指導します。

疑問や不安にお答えします

Q.1 どのような作業が依頼できますか？

A 個々の能力や特性によって、適した作業に違いがあります。難易度が高い作業でも、作業を細分化することで依頼可能になります。

Q.2 付き添いのスタッフはいますか？

A 必ず障害福祉サービス事業所のスタッフが引率し、障害のある人への指導を行います。作業指示は、スタッフに行うことになります。

Q.3 作業時間はどれくらいですか？

A 施設外就労の場合では、基本的に平日の午前10～12時、午後1時～3時となります。

Q.4 作業料金はどれくらいですか？

A 個々の能力や特性に応じて作業内容や作業速度に違いがあるため、コーディネーターが確認し、話し合いながら決定します。一般的には、出来高を考慮して単価を決める場合が多いようです。

受委託契約成立

農福連携スタート!

契約後も双方で常に作業内容等を確認し、改善に努めましょう。

県のマッチング支援を利用の場合は



マッチング成立後も、双方の相談やサポートに応じます



①請負契約を結ぶ

事業所の職員が同行し、障害のある人の指導と監督を行う



就労継続支援
A型事業所・B型事業所 等

障害福祉サービス事業所





事業所の職員 ＋ 障害のある人

②作業の実施

●収穫作業、出荷作業、加工作業など



③委託料の支払い

農福連携実践者の声

収穫後の袋詰めなど、自分たちで行っていた作業を任せることで、野菜の栽培管理に専念できる時間が増えた。結果的に収穫ロスが減り出荷量が多くなった。

人手不足の解消として、野菜の調製作業からスタートしたが、作業が的確で安心して任せられることがわかり、今では、育苗箱の洗浄や大豆の手選別などにも拡大。

作業が非常にまじめで丁寧。飽きが来る単純作業にも依頼通り従事してもらえる。

2　農業委員会の運営

○農業委員会は、市町村長が議会の同意を得て任命した「農業委員」で組織され、農業委員は、合議体としての意思決定（農地の権利移動の許可・不許可の決定など）を担当。
○農業委員会は、「農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）」を委嘱し、推進委員は、担当区域における農地利用最適化の推進を担当。

農業委員と推進委員

農業委員

○農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命。

○任命要件
① 原則として、認定農業者等が農業委員の過半数を占めること
② 中立委員（農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない者）が含まれること
③ 年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること
（青年・女性の積極的な登用に努めること）

○任期は、3年。

○定数は、次の区分に応じて、それぞれの上限（カッコ内は推進委員を委嘱しない場合）の範囲内で条例で定める。
① 農業者数が1,100人以下又は農地面積が1,300ha以下
＝14人（27人）
② ①及び③以外＝ 19人（37人）
③ 農業者数が6,000人超、かつ、農地面積が5,000ha超
＝24人（47人）

推進委員

○農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱。

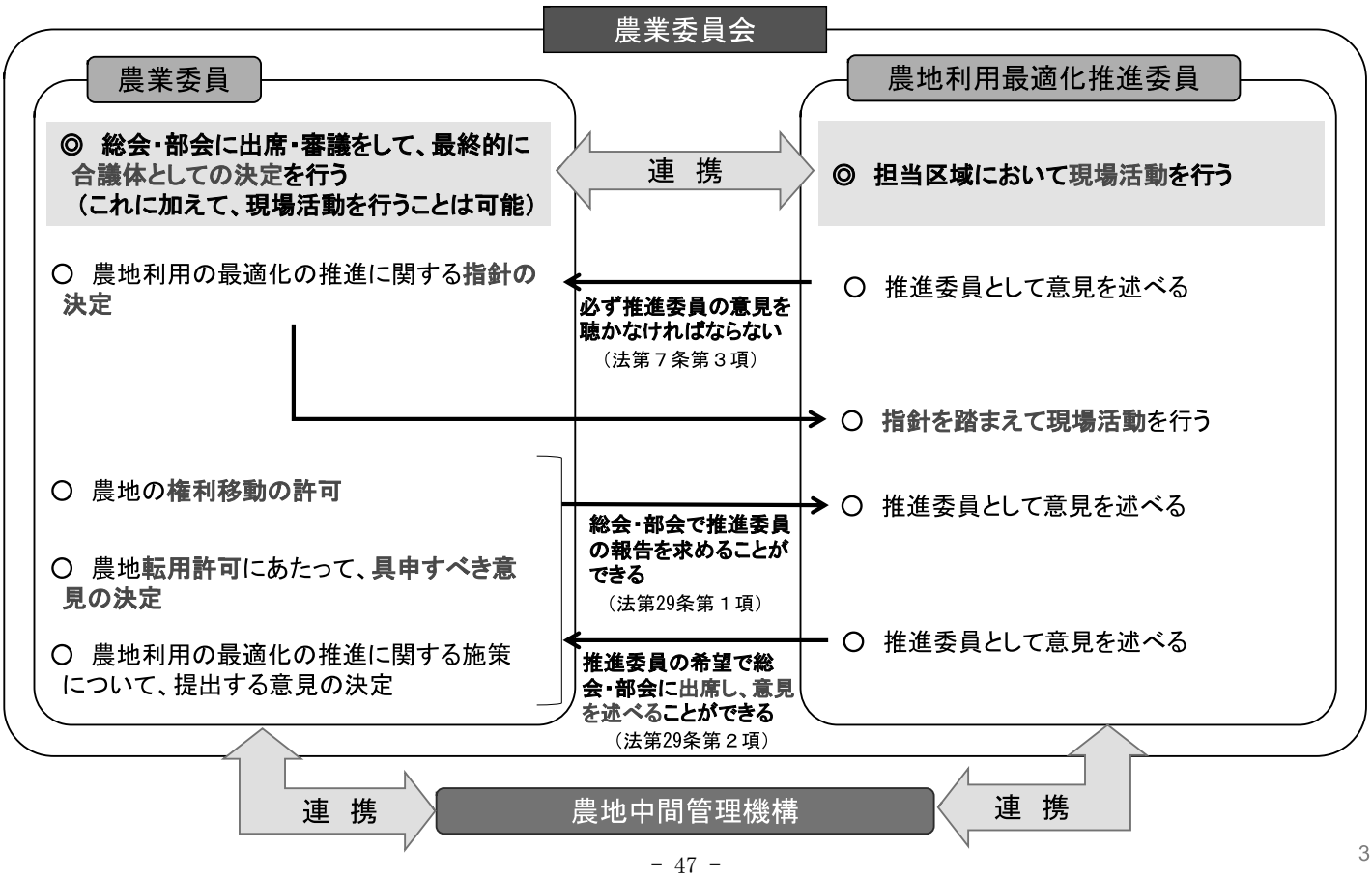
○任期は、農業委員の任期満了の日まで。

○定数は、農業委員会の区域内の農地面積の100haに1人の割合で、条例で定める。ただし、農業委員会の区域内の地理的条件等が農地等の利用の最適化の推進が困難なものと判断される場合は、市町村が必要と認める数を加えることが可能。

注：農業委員会の必置義務が課されていない市町村、遊休農地率1%以下かつ担い手への農地集積率70%以上の市町村は、推進委員を委嘱しないことが可能。

注1：農業委員と推進委員は、いずれも特別職の地方公務員（非常勤）。

3　農業委員と推進委員の連携



黒部市農業委員・農地利用最適化推進委員名簿

●農業委員　　R6.7.20現在

議席	職　名	氏　　名	〒　番号	住　　所	備考
1		能澤　喬之	〒　938-0003	六天622番地	
2		舩屋　裕子	〒　938-0066	生地27番地1	
3		島　美佐雄	〒　938-0036	北新187番地	
4		朝倉　和行	〒　938-0806	前沢1199番地２	
5		山本　正志	〒　938-0813	田籾1276番地	
6		沓掛　忠昭	〒　938-0861	宇奈月町下立1158番地	
7	職務代理	松岡　高生	〒　938-0864	宇奈月町栃屋587番地	
8		山本　隆淑	〒　938-0171	宇奈月町明日975番地	
9	会長	橋本　喜洋	〒　938-0802	若栗3327番地4	
10		佐度　義行	〒　938-0041	堀切1488番地	
11		中野　貴代美	〒　938-0056	新町110番地甲の2	
12		氷見　康弘	〒　938-0031	三日市2004番地	
13		藤澤　良成	〒　938-0028	栃沢43番地２	
14		松島　功治	〒　938-0801	荻生1062番地	

●農地利用最適化推進委員

No.	地　区	氏　　名	〒　番号	住　　所	備考
1	生地	漆間　徳治	〒　938-0071	生地山新917番地	
2	石田	長谷川　均	〒　938-0041	堀切2098番地	
3	田家	宮﨑　均	〒　938-0837	田家野561番地	
4	村椿	稲澤　一彦	〒　938-0002	飛騨555番地	
5	大布施	大川　浩幸	〒　938-0014	植木653番地	
6	三日市	岩井　清明	〒　938-0037	新牧野406番地	
7	前沢	尾山　境	〒　938-0833	本野359番地	
8	荻生	村田　正人	〒　938-0801	荻生2597番地	
9	若栗	越　悦子	〒　938-0802	若栗2172番地	
10	東布施	丸田　邦明	〒　938-0827	中陣83番地１	
11	内山・下立	竹山　繁夫	〒　938-0281	宇奈月町内山1663番地	
12	愛本・音沢	山本　勝	〒　938-0177	宇奈月町愛本新766番地	
13	浦山	中　康史	〒　938-0862	宇奈月町浦山177番地1	

＊現委員の任期　：　令和６年７月20日～令和９年７月19日まで

＊農業委員会事務局　：　黒部市農業水産課内

農地制度について

農地の転用関係法手続

土地、特に農地について取引きをしたり、農地以外のものにする場合(＝転用)には、いろいろな届出や許可が必要です。そのあらましはおおよそ次のとおりですが、詳細については、関係窓口で事前にご相談下さい。

《 土 地 取 引 》　「国土利用計画法」

A 国土法の届出
- ・勧告書
- ・通知書

契　約

◎「国土利用計画法」第 23 条
- ・当市の都市計画区域内では 5,000 ㎡以上の土地取引の契約を締結しようとするとき
- ・契約の６週間前までに（事前届出）
- ・契約後２週間以内（事後届出）
- ・市役所を経由して県知事へ届出

《 農 振 》　「農業振興地域の整備に関する法律」

B 農用地区域からの除外願
- ・提出
- ・受付

農業水産課　関係部課
- ・事前協議

県農業経営課　関係部局
- ・回答

農業水産課
- ・公告・縦覧（30 日間）
- ・異議申立（15 日間）
- ・法定協議

県農業経営課
- ・同意

農業水産課
- ・公告
- ・通知

申　請　者

《 農 転 》「農地法」

C 農地転用許可申請
- ・事前協議

提出　受付

市農業委員会 ⇄ 県農業会議
- ・総会、意見決定
- ・諮問、答申
- ・申請書進達

県農業経営課

合議

- ・許可　許可書発行

市農業委員会
- ・許可書発行

申　請　者
- ・工事着手
- ・所有権移転登記

法務局

市農業委員会
- ・「現況証明願」提出
- ・現地調査
- ・証明書交付

法　務　局
- ・地目変更登記

《 開 発 行 為 》「都市計画法」

○当市では 3,000 ㎡以上の場合

D 開発許可申請
- ・提出
- ・受付

市都市計画課
- ・許可
- 許可書発行

県建築住宅課
(県土木事務所)

市都市計画課
- 許可書交付

申　請　者

※Ｂ、Ｃの手続については、面積の大小にかかわらず手続が必要です。
※Ｄの手続に関して、1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満(自己住宅用を除く)のものについては、別途取扱要領がございますので、ご用命の際には、担当課にご相談下さい。

農地転用許可申請は毎月２０日が締切り

農地を農地以外のものに転用する場合、農地法により前ページのように県知事の許可が必要です。許可申請書を提出されるときは、毎月 20 日が締め切りですので、転用事業計画に照らして早めに準備し、相談してください。

① 申請目的実現の確実性があること。
② 計画面積が適切であること。
（例：一般住宅 500 ㎡以内・農家住宅 1,000 ㎡以内）
③ 他の農地の利用上位置がよいこと。
④ 用排水によって、他の農地に悪い影響をもたらさないこと。
⑤ 被害防除の施設が整備されていること。
⑥ 離作補償又は代替地等の提供によって、農地を提供する者等に対する措置が十分になされていること。

※ 許可を取らずに転用した場合、罰則の対象となることがあります。

農振除外の受付は年６回、２０日が締切り

農地法により農地は以下のように区分され、使用の制限があります。

黒部市 42，796ha	(1)農業振興地域 6，421ha	① 農用地区域	3，060ha
		② 農用地区域 外	3，361ha

（令和8年3月末現在）

「農用地区域」とは、農地として利用すべき土地のことで、このままでは家や車庫など他の用途に使用できません。

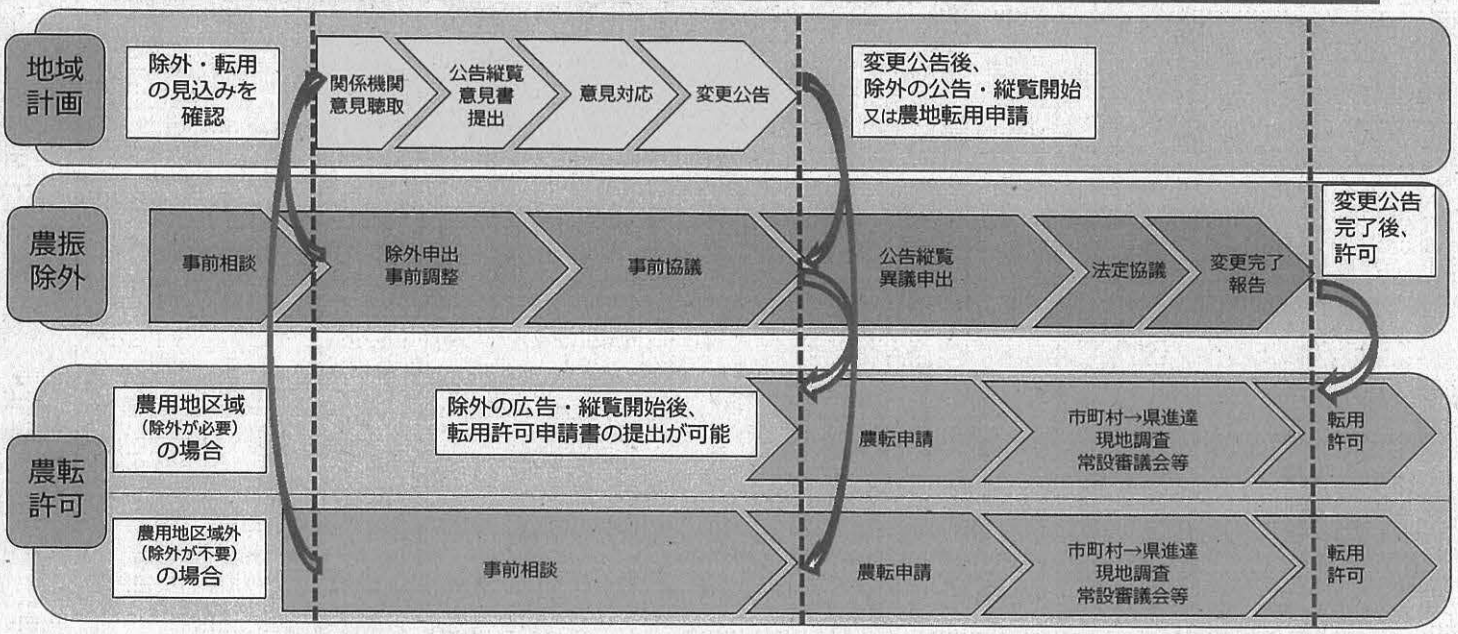
農業以外の他の用途に転用して使用する場合は、「農業振興地域の農用地区域」から「除外」する手続きが必要です。これを「農振除外」と呼んでいます。（県知事の同意が必要）

市で「農振除外」の申請を受け付けています。受付月は1月、3月、5月、7月、9月、11 月の年6回で、各月 20 日が締め切りです。

農地に家や車庫を建築される計画のある方は、面積の大小にかかわらず、事前に、「農用地区域」かどうか、許可の見込みがあるか農業水産課にご相談ください。

地域計画と農振除外・農地転用の手続きの流れについて

○地域計画内の農地については、変更前に農振法による除外手続きや農地法による転用許可に係る事前相談はできますが、農業振興地域整備計画の変更案の公告・縦覧、農地転用申請の提出の前に地域計画の変更を完了しておく必要があります。



地域計画の変更

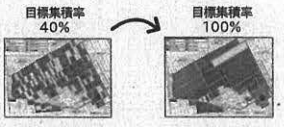
● 地域計画は、以下のような場合に変更する必要があります。

農業上の利用（事後の変更可）

地域の農業の将来の在り方等

- 地域計画の特例（基盤法第22条の3）の活用及び変更
- 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更

例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更
②区域の農用地等面積の増減（区域の変更）



農業を担う者

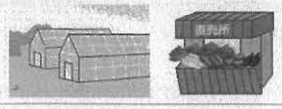
- 新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け

☞ 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要



農業用施設

- 農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け

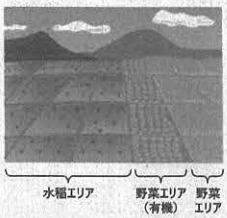


軽微な変更

- 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更
- 実質的な変更を伴わない変更

例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更
②任意記載事項の変更
③基盤整備や地籍調査による面積変更
④田畑転換
⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化　など

☞ 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能



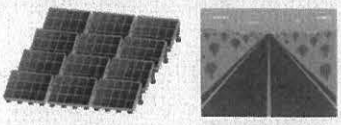
農業外の利用（事前の変更要）

農地の転用

- 公共用地や農家住宅等に供するための転用

☞ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更

※ 一時転用の場合は変更不要





農地の売買、贈与、貸借等（農地法第3条）

農地の売買や賃貸借をする場合には、双方で契約を締結し、買主・借主がその代金を支払って対象物の所有権や貸借権等を取得することになります。

耕作目的で農地を売買（貸借）する場合は、このような契約を効力のあるものにするために農地法第3条の規定により農業委員会の許可を受ける必要があります。

なお、農地の売買・貸借については、農地法第3条の規定のほかに、農地中間管理事業の推進に関する法律の活用による売買や貸借があります。

◎農地法第3条の申請にあたって

農地を取得するためには次の条件を全て満たしている必要があります。

・現在、権利を有している農地については、全て耕作していること。

・取得する方、または世帯員が必要な農作業に常時従事すること。
（年間農業従事日数が概ね 150 日以上）

・周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

※令和5年4月より農地法の一部改正に伴い、下限面積(別段面積)要件は廃止となりました。ただし、新規就農による農地取得の場合は営農計画書の届出および審査があります。
（その他にも必要書類があります。）

◎申請の締め切り

毎月 20 日（土曜、日曜日の場合は月曜日、祝祭日の場合は翌日）

◎農地法第3条による貸借と、農地中間管理事業による貸借の違いについて

農地中間管理事業による貸借では、契約期間満了とともに自動的に貸借関係が終了します。（契約期間が満了した後は、更新もできます。）このため、農地の所有者は貸した農地が戻らないなどの不安がなく、安心して貸し借りをすることができます。一方、農地法第3条により貸借権（使用貸借権を除く。）を設定した場合は、契約期間が満了しても両者による解約の合意がない限り契約は解除されません。

◎農地法第3条の許可を必要としないが、農業委員会への届出が必要なもの

1　相続（遺産分割、包括遺贈、相続人に対する特定遺贈を含む）
2　時効取得
3　共有持分の放棄（共有地の分割・持分譲渡は要許可）等

農地中間管理事業による農地の貸し借りについて

○ 令和7年4月から農業経営基盤強化促進法による利用権（相対契約）が廃止され、農地中間管理事業による貸借に一本化されました。

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月をもって相対契約での利用権設定の制度は終了しました。ただし、契約期間が残っているものは、期間が満了するまでは有効です。

○ 農地中間管理事業とは

県知事が指定した農地中間管理機構（富山県農林水産公社）が、中間的な受け皿となり、土地所有者（貸し手）から農地を借り受け、耕作者（借り手）へ貸し付ける制度です。

○ 手続きの流れ

農地中間管理事業による貸借では、申込みを受けて市が契約書を作成します。

1	貸し手と借り手で契約内容について合意。
2	契約に必要な情報を申込用紙に記入し、市農業水産課まで提出。 ・ 申込用紙は窓口もしくは市役所 HP にてダウンロードできます。
3	市が契約書を作成し、提出が必要な書類を貸し手と借り手に発送。 ・ 送付する書類：契約書、口座登録用紙（賃貸借の場合） ※ 書類の発送までに、件数や内容により1週間程度かかる場合があります。
4	市から届いた書類に押印、必要事項を記入し、提出期限までに市農業水産課へ提出。
5	契約の認可後、契約書の控えを市から貸し手と借り手に発送。（契約開始日の翌月中旬頃）

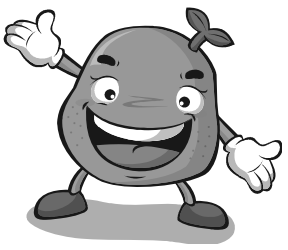
○ 今後のスケジュール（予定）

契約開始日	契約書の提出期限
令和8年　4月 30 日	令和8年　3月中旬
5月 31 日	4月中旬
6月 30 日	5月中旬
7月 31 日	6月中旬
11 月 30 日	10 月中旬
12 月 31 日	11 月中旬
令和9年　1月 31 日	12 月中旬
2月 28 日	令和9年　1月中旬
3月 31 日	2月中旬
4月 30 日	3月中旬

※契約開始日は、各月の月末のみになります。

※8・9・10 月開始の契約は原則不可となっています。

※契約の終了日は任意に決めることができます。



○ 令和7年度の賃借料の引落し日・振込日について

・借り手の口座から引落し　　11 月 10 日（火）

・貸し手の口座へ振込　　11 月 30 日（月）

※農地所有者の死亡や口座の解約等により、登録口座の変更が必要となった場合には、手続きが必要ですので、市農業水産課までご連絡ください。

農地を相続する時の手続きについて

○相続登記の申請が義務化されました

相続登記とは、土地（農地）・建物など不動産の所有者が亡くなった際に、その不動産の名義を相続人の名義に変える手続きです。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。また、義務化の施行日（令和6年4月1日）前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。早めに法務局で相続登記を行いましょう。相続登記の一連の手続きは司法書士などの専門家に依頼することもできます。

相続登記申請の義務化の主な留意点

1　義務化の対象者
　⇒　相続や遺贈により不動産を取得した相続人
2　申請義務の履行期間
　⇒　相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内
3　正当な理由がなく登記の申請を怠った場合
　⇒　10 万円以下の過料

※詳しくは、富山地方法務局（TEL076-441-0550）、魚津支局（TEL075-22-0461）へお問合せください。

○農地を相続等で取得された方は登記後、農業委員会へ届出が必要です

農地法に基づいて農地の適正かつ効率的な利用が図られているかをチェックするため、相続等により農地を取得された方は、農業委員会への届出が必要です。

相続が開始されてから速やかに相続登記をされたうえで、指定の様式に記入し、届出をお願いします。

【届出が必要な方】

- 相続された方（遺産分割、包括遺贈、相続人に対する特定遺贈を含む）
- 時効により取得された方
- 法人の合併、分割等により取得された方

届出書の様式「農地法第3条の3の規定による届出書」は市のホームページからダウンロードすることができます。

「トップページ」⇒「黒部市行政情報」⇒「事業者の方へ」⇒「産業・しごと」⇒「農業委員会」⇒「農地法第3条の3の規定による届出書（相続等による取得）」

※詳しくは、農業委員会へお問合せください。

『人・農地プラン』から『地域計画』に名称が変わりました

これまで、地域での話し合いによってつくられてきました**「人・農地プラン」**が、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により法定化されて令和7年3月末に**『地域計画』**と名称が変わり、地域での話し合いによって、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、計画にそって取組みを実行することとなりました。



1 「人・農地プラン」から「地域計画へ」

これまでの「人・農地プラン」
○ 地域農業の将来の在り方を示したもの

高齢化・人口減少が本格化
⇒農業者の減少、耕作放棄地の拡大、
生産量の減少

R5.4～施行
基盤法による法定化

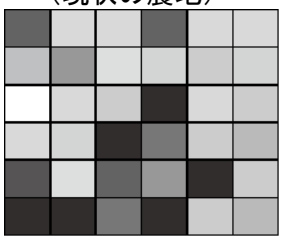
これからの「地域計画」
○ 地域農業の将来の在り方
○ 将来の目標とする農地の姿（目標地図）

農地の集積・集約化、
受け手の確保等の加速化を目指す

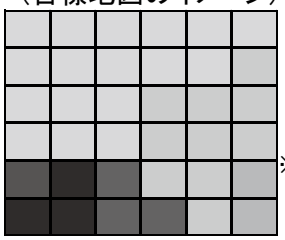
2 地域計画とは

地域の農業者、代表者などの地域関係者、関係機関と協議し策定された計画
○地域農業の将来の在り方を示した「地域計画」（地域農業の未来設計図）
○おおよそ10年後に目指すべき農地利用の姿を示した「目標地図」（地域農地の未来設計図）
※目標地図に位置付けられたからといって、権利が設定されるものではありません。

（現状の農地）



（目標地図のイメージ）



※あくまで理想のイメージであり、
各地区の現状に合わせた
目標地図となります

☆ 地域計画に位置付けられると、

①地域計画策定区域を対象とする支援
- **強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ**
- **機構集積協力金のうち地域集積協力金・農地耕作条件改善事業　等**

②目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援
- **農地利用効率化等支援交付金・経営開始資金、経営発展支援事業**
- **スーパーＬ資金・農業近代化資金金利負担軽減措置　等**

といった支援を受けることができます。

3 地域計画は、随時、見直すことができます。

☆ 計画策定後も、変更があれば随時、地域で話し合い見直すことができます

☆ 計画策定された農地を転用する際は農振除外手続き（約半年）を行う前に、地域計画から外す手続き（１～２ヶ月程度）がありますので、事前に農業水産課へお問合せ下さい。

黒部市では、これまでの人・農地プラン対象地域であった13地区（生地、石田、田家、村椿、大布施、三日市、前沢、荻生、若栗、東布施、下立、愛本、浦山）が引き続き地域計画として位置づけられております（市ホームページで公表しています）



女性農業者の皆さん、
あなたの老後生活への備えは万全ですか？

○女性の平均余命は、男性よりも長くなっています

現在65歳の農業者年金加入者の平均余命は、男性が20年(85歳)、女性が24年(89歳)です。

○老後の生活の収入として、国民年金だけでは家計をまかなうのは難しいというデータがあります

国民年金の支給額は月額最高6万5千円、夫婦お二人で13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で24万円が必要となるデータがあり、月額約10万円の不足です。
また、ご主人が農業者年金に加入されていても、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。

だから → 一人ひとりの備えが大切です
あなた自身の年金を考えてみませんか？

○家族経営協定を結べば保険料の国庫補助も受けられます

認定農業者で青色申告をしている夫と家族経営協定を結んで農業経営に参画している妻も保険料の国庫補助が受けられます。

農業者年金制度

国が支える。安心が大きくなる

農業者の方なら広く加入できます

国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。（注）

農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は、将来受給する年金の原資となります。

旧制度（平成13年12月末まで）の加入者で特例脱退した人も、60歳未満であれば加入できます。

（注）農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）への加入も必要となります。

少子高齢時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。

保険料などの資産運用は、農業者年金基金が一元的に行っており、国内債券を中心に複数の資産への分散投資を行うなど安全かつ効率的な運用を行っています。また、毎年6月末までに「付利通知」で個人ごとの付利結果や年金原資の積立状況をお知らせいたします。

（注）運用の結果得られる年金原資が、加入者が納付した保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性の高い資産構成割合の採用や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにするための準備金の仕組み（付利準備金）等を導入しています。

保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択）。農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。



終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族（一定の要件を満たした者）に支給されます。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額（年額12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税（支払った保険料の15～30%程度）につながります（民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円です）。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

税率	保険料の額が		
	月額2万円（年額24万円）の場合	月額5万円（年額60万円）の場合	月額6.7万円（年額80.4万円）の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

担い手積立年金(愛称)



農業の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

保険料補助は通常加入の要件に加え、次の3つの要件を満たす方が受けられます(※)

①60歳までに**保険料納付期間が20年以上**見込まれること。

(旧制度加入者(脱退一時金又は特例脱退一時金を受給した者は除く)は、旧制度(平成13年12月末まで)の保険料納付済期間等も合算できます。)

②必要経費などを控除した後の農業所得が**900万円以下**であること

③右記の**区分1～5のいずれかに該当**する人

最長20年間、保険料補助が受けられます

保険料の補助が受けられる期間は、

①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間

②35歳以上であれば10年以内

通算して最長20年間(補助額は最高216万円)です。

国庫補助額も自分の年金として受け取れます

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、**原則65歳から特例付加年金**として受給できます。

特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。

自分で積み立てた分は、65歳から農業者老齢年金として受給することができますので、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて特例付加年金の受給時期を決めることができます。

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	—

●保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

農業者老齢年金と特例付加年金





令和４年１月から

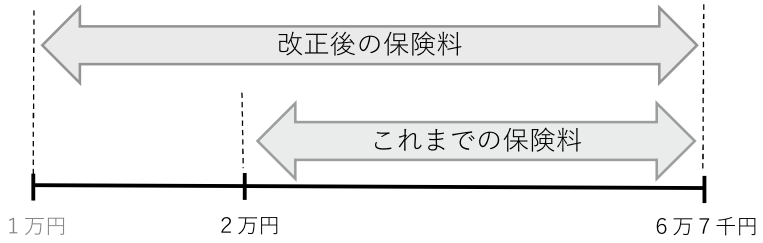
35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、１万円から（上限６万７千円）でも通常加入できるようになります。（保険料の納付下限額が２万円から１万円に引き下げられます。）

【保険料引き下げ（保険料１万円以上）の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方
① 認定農業者かつ青色申告者
② 認定就農者かつ青色申告者
③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
④ 認定農業者又は青色申告者
⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】
（千円単位で選択できます）



令和４年４月から

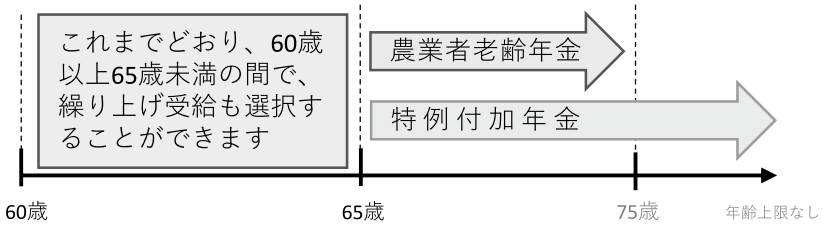
年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！

（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

・農業者老齢年金：65歳～75歳
・特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）



【年金の受給要件】

【農業者老齢年金】
・65歳以上であること

【特例付加年金】
・60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
・農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
・65歳以上であること

令和４年５月から

加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！

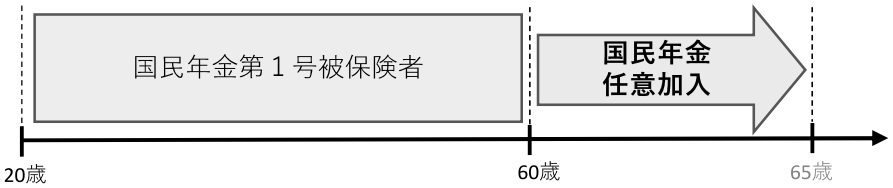
現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第１号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます

【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で



独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員
TEL:03-3502-3199

●企画調整室
TEL:03-3502-3942

令和7年から令和9年分の農作業標準料金および農地標準賃借料を次のとおり改定しました。
農作業の受委託や農地の賃貸借契約の参考にしてください。
定めのない事項・作業の料金については当事者間で協議してください。

令和7年3月　黒部市農業委員会

農作業標準料金　令和7年～令和9年分

作業種別			基準	消費税抜	消費税込	備　考
賃金	一般農作業		1日	8,900円～10,400円	（不課税）	・実労働時間8時間とする。
賃金	オペレーター		1時間	2,080円	（不課税）	・作業内容や時間によって当事者間で要協議。
水稲	トラクター	耕起～代かき	10a	16,800円	18,480円	・トラクター50馬力級を標準規格とする。
水稲	トラクター	耕起	10a	8,400円	9,240円	
水稲	トラクター	あらくり/代かき	10a	4,200円	4,620円	
水稲	トラクター	あらくり＋代かき	10a	8,400円	9,240円	
水稲	トラクター	秋耕＋溝切	10a	8,900円	9,790円	
水稲	側条施肥田植機		10a	9,800円	10,780円	・8条植えを標準規格とする。 ・苗代、補植、肥料代、運搬代は含まない。 ・田植え時の薬剤散布（除草剤、箱施用剤）を含む。
水稲	薬剤散布（乗用管理機）		10a	2,100円	2,310円	・自走式ラジコン動噴（セット）の料金はこれに準ずる。 ・農薬代は含まない。
水稲	薬剤散布（動力散布機）		10a	990円	1,089円	・農薬代は含まない。
水稲	コンバイン		10a	24,800円	27,280円	・5条刈りコンバインを標準規格とする。 ・収穫物の運搬代は含まない。
水稲	あぜぬり		1m	84円	92円	・土畦畔の料金とする。 ・ブロックやコンクリート畦畔の場合は当事者間で要協議。
水稲	乾燥調製	乾燥	1kg	22円	単価に数量を掛けて算出	・乾燥機は60石、籾摺機は5インチを標準規格とする。 ・袋代、運搬代は含まない。 ・色彩選別は乾燥調製と一連の作業と仮定し、人件費は含まない。
水稲	乾燥調製	調製	1kg	13円		
水稲	乾燥調製	色彩選別	1kg	14円		
大麦	トラクター		10a	16,000円	17,600円	・トラクター50馬力級を標準規格とする。 ・耕起、整地、播種、溝切り作業の料金とする。
大麦	コンバイン		10a	22,500円	24,750円	・5条刈りコンバインを標準規格とする。 ・収穫物の運搬代は含まない。
大豆	トラクター		10a	16,400円	18,040円	・トラクター50馬力級を標準規格とする。 ・耕起、整地、播種、溝切り作業の料金とする。
大豆	土寄せ（カルチ）		10a	9,700円	10,670円	・1回分の料金とする。
大豆	コンバイン		10a	23,700円	26,070円	・収穫物の運搬代は含まない。
大豆	乾燥調製	乾燥	1kg	20円	単価に数量を掛けて算出	・袋代、運搬代は含まない。
大豆	乾燥調製	調製	1kg	20円		・袋代、運搬代は含まない。
堆肥散布			10a	5,400円	5,940円	・2t散布の料金とし、堆肥代、運搬代は含まない。
ケイカル散布			10a	1,600円	1,760円	・ケイカル代は含まない。
トラクターでの耕作放棄農地の除草・耕起			10a	8,400円	9,240円	・耕起作業と同額とする。　・畦畔の除草は含まない。 ・管理されず雑草の繁茂が著しい場合の料金とする。 ・ロータリーでの簡易作業の場合は当事者間で要協議。

【注意事項】
- この料金は、環境条件の整った圃場（平坦地）を想定して定めています。未整備田、変形田、強湿田、遠距離田など、条件や状態が異なる圃場の料金は、標準料金を参考に当事者間で協議のこと。
- 標準規格以外での料金は、実情に合わせ、当事者間で協議のこと。今回から、トラクターは50馬力級を標準としています。
- 薬剤散布料金については、大麦や大豆も水稲と同額とします。
- 機械作業の料金には、それぞれオペレーター1名の賃金を含んでいます。必要な補助作業員の賃金は別途必要になります。
- 農業機械や収穫物、肥料、資材等の移動費や運搬代は含んでいません。当事者間で協議のこと。
- 適用期間中に機械価格や経費等、算定の基礎となる重要事項に著しい変動があったときは、見直す場合があります。

農地標準賃借料　令和7年～令和9年分（10aあたり）

	収量	区分	料金	備　考
基盤整備された1筆20a～30a以上の水稲田	520kg	1	7,100円	・1筆20a～30a以上の基盤整備された水稲作付田の標準料金です。 ・これを参考に圃場の条件や状態等により当事者間で協議のこと。 ・未整備、強湿、山間地等の条件不利な農地は、区分を下げるなど当事者間で協議のこと。 ・消費税は非課税です。 ・畑や転作田は、標準料金を定めていません。
	500kg	2	4,200円	
	480kg	3	1,400円	
	460kg	4	1,000円	

市内直売所のご紹介

「瑞彩マルシェ」

営業時間：通年営業　9時00分～18時00分

所在地　：道の駅 KOKO くろべ（堀切925－1）

入会金　：1，000円

年会費　：1，000円

販売形式：委託販売、販売手数料15％

TEL：0765-32-5835

「うなづき食菜館」

営業時間：通年営業　9時00分～17時00分

※冬季（12 月～3月）は時短営業：平日　9時～15時30分

土日祝日　9時～17時

所在地　：宇奈月麦酒館前（宇奈月町下立687）

入会金　：個人3，000円、団体5，000円

年会費　：なし

販売形式：委託販売、販売手数料15％

TEL：0765-65-2277

「地産の黒部」

営業時間：3月15日～12月　9時00分～16時30分まで

（1・2月は冬季休業）

所在地　：富山地方鉄道舌山駅近く（若栗2788－1）

入会金・年会費：なし

TEL：0765-57-0410

〇お問い合わせは、直接各直売所へご連絡ください。